

第2回三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会

平成23年10月13日

健康福祉部

1 国における歯科保健に関する法律及び通知について

(1) 歯科口腔保健の推進に関する法律の概要（平成23年8月10日公布施行）

【目的】

（資料P1～2）

口腔の健康は、国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることから、国民保健の向上に寄与するため、歯科疾患の予防等による口腔の保健の保持（以下「歯科口腔保健」）の推進に関する施策を総合的に推進する。

【基本理念】

- ①国民が生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行なうとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進
- ②乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進
- ③保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進

【責務】

- ①国及び地方公共団体、②歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等、③国民の健康の保持増進のために必要な事業を行なう者、④国民について、責務を規定

【歯科口腔保健の推進に関する施策】

- ①歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等
- ②定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等
- ③障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等
- ④歯科疾患の予防のため措置等
- ⑤口腔の健康に関する調査及び研究の推進等

【実施体制】

①基本的事項の策定等

国：施策の総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を策定・公表

都道府県：基本的事項の策定の努力義務

②口腔保健支援センター

歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施等の支援を実施するためのセンターを、都道府県、保健所設置市及び特別区が設置（任意設置）

※国及び地方公共団体は、必要な財政上の措置等を講ずるよう努める。

(2) 都道府県及び市町村における歯科保健業務指針の概要

(資料P3～7)

(平成9年3月3日健政発第138号 厚生労働省政策局長通知)

ア 都道府県の役割

- (ア) 地域歯科保健体制の整備
- (イ) 人材の育成・活用
- (ウ) 保健所における歯科保健業務

イ 市町村の役割

- (ア) 企画・実施体制の調整
- (イ) 歯科保健事業の実施
 - 母子保健事業
 - 歯周疾患検診
 - 介護予防事業における口腔機能向上
 - 地域の特性に応じた歯科保健事業
- (ウ) 地域組織育成
- (エ) 啓発普及
- (オ) 人材育成・活用

2 三重県における歯科保健の状況について

(1) ヘルシーピープルみえ・21における歯科保健について

(資料P8～11)

三重県では平成13年3月に、歯科口腔保健を含む県民の健康づくり総合計画である「ヘルシーピープルみえ・21」を公表するとともに、平成14年4月には全国初で「三重県健康づくり推進条例」を制定し、この計画を支える法的基盤を整備しました。

この計画の指標達成のため、また8020運動推進において県民の各ライフステージに沿った歯科口腔保健に関する普及・啓発、歯科治療、公衆衛生に関する体制整備等を行ってきました。

その結果、う蝕(むし歯)有病者や喪失歯数の減少などの口腔内状況が改善しているとともに、住民の口腔衛生意識の向上等、歯科領域に関してはほとんどの指標が改善しています。

(2) 三重県における乳幼児期～高齢期までのライフステージごとの状況について

【乳幼児期】

(資料P13～15)

○現状

地域ごとに行なっている地域8020運動推進協議会や、市町の歯科保健担当者会議等を通して地域課題について協議し、乳幼児う蝕の多地域で積極的に取組を行ってきたことにより、3歳児のう蝕有病者率は、平成16年度35.5%から、平成21年度26.4%に減少しており、地域差も少なくなってきました。その結果、全国平均より悪かった3歳児のう蝕状況も、平成18年頃より全国平均並となってきました。

また、乳幼児歯科健診内容を見直すことによって、市町での歯科保健指導が充実し、う蝕予防を期待できるようになりました。

さらに、地域ごとのう蝕の状況や市町での歯科保健事業内容の比較ができるように、毎年、三重県の歯科保健の現状について情報提供することや、効果の高い地域での取組を紹介する機会を提供することにより、市町での効率のよい事業実施のための支援ができていていると考えています。

○課題

- ・乳幼児のう蝕は減少してきているものの、地域差が認められます。
- ・口腔機能及び顎顔面の健全な成長のためにはよく噛む事を推奨していく必要があるため、多職種と連携のうえ、噛む事を通した食育支援が必要です。
- ・う蝕が極めて多い、う蝕が多いにも関わらず処置した歯が少ない等の子どもは、ネグレクト（育児放棄）の可能性もあることから、歯科からの視点で児童虐待予防等の子育て支援に関わることが求められています。

○現在の取組

- ・次世代育成事業
 - 噛むことをとおした食育の推進
 - 歯科の視点からの児童虐待予防への取組
 - 児童相談所一時保護所での歯科健診、歯科保健指導
 - 妊産婦への歯科保健啓発
- ・フッ化物洗口推進事業
- ・市町乳幼児健診内容の見直し

【学齢期】

（資料P16～24）

○現状

昨年より、教育委員会ともより連携が進み、小学校・中学校において歯科保健指導を充実させ児童・生徒に対して歯科保健知識を提供することができました。

また、学校保健会等を通して教員への学校歯科保健に関する情報提供を積極的にすすめています。

学校歯科保健先進地視察研修では、実際に学校における歯磨きやフッ化物洗口の様子等を実際に見て、現場の声を聞くことによって参加者の理解が深まりました。

う蝕予防効果の高いフッ化物洗口は、幼稚園、保育園においては実施する施設が広がっているものの、小学校・中学校ではまだ実施に至っていません。

また、歯科関係者が虐待の早期発見などからの子育て支援や福祉全般の問題を通して、社会貢献できる立場であることの啓発を継続して行ってきたことにより、歯科医療関係者への児童虐待予防への理解が深まっています。

○課題

- ・学齢期のう蝕状況は地域差が大きいことから、特にう蝕の多い地域に対して、健康のためにより生活習慣全般を教育していく中で、歯科保健の知識を提供していく必要があります。

- ・学校現場でのう蝕予防は、フッ化物の応用、食習慣の改善、ブラッシング等の実践および指導が学校の実情に応じて効果的に行なわれることによって成果が現れることから、学校と学校歯科医が状況を共有して連携のうえ進めていく必要があります。
- ・学校現場でのフッ化物洗口の実施については、歯科医療関係者と教育関係者とのフッ化物の応用に関する認識が一致せず、実施に至るきっかけが掴めないでいます。今後、子どもの健康に関わる者が、フッ化物の正しい知識を共有し、効果的なう蝕予防対策が実施されることが期待されます。

○現在の取組

- ・ 学校歯科保健推進事業
 - 児童への歯科保健指導の実施
 - 学校歯科保健先進地視察研修
 - 学校歯科保健出前トーク
- ・ 次世代育成事業
 - 噛むことをとおした食育の推進
 - 歯科の視点からの児童虐待予防への取組
 - 児童相談所一時保護所での歯科健診、歯科保健指導
- ・ フッ化物洗口推進事業

【成人期】

(資料P25)

○ 現状

ヘルシーピープルみえ・21の中間評価により歯周病の症状を持つ県民が増加しているため、歯周病予防対策を重点課題として、市町での歯周疾患検診の実施や、受診率向上のための働きかけと、イベントや地域での歯科保健指導等をとおして県民に口腔疾患予防の正しい理解と、口腔衛生の重要性について啓発を行ってきました。

○ 課題

- ・ 働く世代に対しての定期的な歯科健診への働きかけが困難です。

○現在の取組

- ・ 成人歯科健診専門委員会
- ・ 歯周病と全身疾患との関連研修会
- ・ イベントや地域商店街、マタニティークリニック等での歯科保健指導

【高齢期】

(資料P26)

○ 現状

歯科診療所への来院困難な方々が、地域で安心して歯科医療を受けられるように、医科、介護との連携を図り、訪問歯科診療体制を整えているところです。

また、地域での介護予防事業における口腔機能を向上の口腔ケアを推進するために、歯科医療職者や介護関係者に対して、知識や実践方法についての研修や、在宅歯科医療に関する様々な研修を実施してきました。その結果、高い専門性を持つ歯科医療職者が増えてきています。

さらに、地域の歯科医療関係者が安全で充実した在宅訪問歯科診療が実施できるよう、在宅歯科診療設備整備のための補助を行っています。

○ 課題

- ・ 今後、高齢者が増加していくに伴い、在宅歯科医療のニーズが高まることが考えられることから、医科、介護と連携した体制整備、人材育成が必要です。
- ・ 歯科医療職者が高齢者の全身管理を含めた摂食・嚥下機能への理解と十分な歯科治療、口腔ケアの技術を持つ人材が必用です。
- ・ 高齢者施設での口腔機能向上の重要性への理解を深めてもらうことが必用です。

○現在の取組

- ・ 在宅歯科医療のための口腔ケアステーションの設置
- ・ 口腔ケアステーション連絡協議会
- ・ 研修会の開催
 - 口腔機能向上研修会
 - 在宅歯科医療実践研修会
 - 介護における口腔機能向上実践研修会
 - 病院における口腔ケア実践研修会
 - 高齢者福祉施設栄養士への摂食・嚥下に関する知識と介護食研修
 - 医科歯科連携医療先進地視察研修
- ・ 病院歯科連絡協議会の開催
- ・ 高齢者施設での歯科治療・口腔ケアの実施
- ・ 介護施設等における口腔ケアの現状把握調査の実施
- ・ 在宅歯科診療設備整備

【障がい(児)者】

(資料P 27)

○ 現状

現在、障がいをお持ちの方が受診できる歯科センターは、県内には津（三重県歯科医師会館内）と四日市の2ヶ所しかありません。そのうち四日市は主に四日市市の住民の受け入れとなっています。そのため東紀州等の遠方からは通院が困難な状況にあります。

また、そのセンターも現在患者数が多く十分な医療サービスが提供されにくい状況となってきました。

以前に行った障がい(児)者歯科に関する調査において、障がい(児)者の受け入れ可能な診療所情報の不足、通院にかかる時間や距離などに関する困難性、障がい(児)者に対する歯科医療従事者に対する知識不足や受け入れ対応への不満などの課題が明らかとなりました。

そこで、平成21年度に行政、歯科医師会、障がい者支援団体が協働して、障がい者歯科ネットワーク「みえ歯一トネット」を設立し、地域での障がい者に対する歯科医療の充実を図るとともに、歯科医療関係者への研修を充実することにより障がい者に対する理解を深めています。また、障がいをお持ちの方が、う蝕になると治療が困難なため、歯科疾患予防のために、施設での研修、歯科健診、歯科保健指導を実施しています。

○ 課題と対策

- ・ 障がい(児)者の受け入れ可能な診療所情報の不足
- ・ 通院にかかる時間や距離などに関する困難性
- ・ 障がい(児)者に対する歯科医療従事者に対する知識不足や受け入れ対応への不満

○現在の取組

- みえ歯一トネット事業 (障がい(児)者歯科ネットワーク)
- みえ歯一トネット運営協議会の開催
- 障がい者歯科研修会
- 障がい(児)者施設での研修会、歯科保健指導の実施

【総合】

(資料P28～29)

○ 現状

①ネットワークづくり

地域歯科保健の課題に対して、地域の実情に応じた取組が実施できるよう支援をしていく必要があります。

そこで、市町行政への支援としては、市町健康増進計画の見直しや策定における歯科保健の位置づけや、事業実施に向けた専門的アドバイスを行っています。

また、地域8020運動推進協議会等をとおして、地域行政、市町教育委員会、地域歯科医師会や、関係団体等のネットワークづくりのための支援を行っています。

②情報提供

歯科保健に関する現状については、乳幼児歯科健診結果、学校歯科健診結果、県民健康意識調査、県民歯科疾患実態調査、健康づくり室調べにより県全体のデータとして把握してきました。

また、地域の有効な歯科保健対策などについては、地域の協議会や市町からの情報提供より把握しています。それらの情報を提供することで地域課題に対する具体的な取組に繋げる支援を行っています。

そのために、県内の歯科保健状況、市町の取組状況を毎年「三重の歯科保健」冊子にまとめ情報提供を行い、地域の協議会などにおいて積極的にこの地域情報を提供し、地域課題に応じた市町支援を行っているところです。

③人材育成、確保

県や市町などの行政機関への歯科医師、歯科衛生士等の歯科技術職者は、県に2名、市町では29市町中8市町に11名しか配置されていません。歯科保健の推進に関する企画、事業の実施、評価といった点で取り組める人材が少なく、結果として、歯や口の健康づくりに関する認識や事業の優先順位が低くなり、市町によってはほとんど取組が見られない所もあります。

また、口腔ケア等の正しい情報を伝えることができる人材を育成するため、公衆衛生が学院において歯科衛生士を育成するとともに、潜在歯科衛生士の再就職への支援や、8020推進員育成のための研修等を継続して行っています。

○ 課題と対策

- ・ 歯科保健推進のための地域支援（ネットワークづくり）
- ・ 地域の現状や問題点等の明確化（情報提供）
- ・ 地域歯科保健を担う人材の育成・確保

○現在の取組

- ・ 地域8020運動推進協議会
- ・ 地域歯科保健支援事業（市町支援）
- ・ 公衆衛生学院における歯科衛生士の育成
- ・ 三重県8020推進員普及活動事業
- ・ 歯科衛生士再就職支援緊急雇用創出事業

3 今後の歯科保健対策について

国では、「歯科口腔保健の推進に関する法律」が8月10日に公布・施行されたことに伴い、国における歯科保健の方針策定等を行なうために「歯科口腔保健推進室」が8月26日に設置されました。

また、県においては、歯科口腔保健を含む県民の健康づくりの指針となる三重の健康づくり総合計画の計画期間が来年度最終年となりますので、今年度は、その最終評価及び次期計画策定に向けた調査と調査結果を受けた検討を行なっているところです。

今後は、歯科口腔保健の推進に関する法律に基づく国の方針等の策定の動向を注視するとともに、県議会における歯と口腔の健康条例の検討状況なども踏まえたうえで、県の歯科保健のあり方について総合的に検討してまいります。

平成23年度三重県歯科保健対策

ヘルシーピープルみえ・21計画の推進

8020運動の推進

	乳幼児期	学齢期	成人期	高齢期	障がい(児)者
う蝕予防対策	<p>次世代育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所一時保護所での歯科健診、保健指導の実施 ・食育の推進 ・妊産婦への歯科保健啓発 				
	<p>学校歯科保健推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校歯科保健研修会開催 ・学校歯科保健出前トーク ・学校での歯科保健指導 ・先進地視察研修会 				
	<p>フッ化物洗口推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・う蝕予防研修会 ・幼稚園・保育園でのフッ化物洗口の実施 				
歯周疾患予防対策	<p>地域歯科保健実践事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町、地域商店街、中学校、マタニティークリニック等での歯科保健指導 				
	<p>歯周疾患予防対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯周疾患健診専門委員会 ・歯周病と全身疾患との関連研修会 				
口腔ケア	<p>在宅歯科医療連携室整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口腔ケアステーションの設置 ・口腔ケアステーション連絡協議会 ・研修会の開催 ・病院歯科連絡調整会議 ・介護施設における口腔ケア現状把握調査 ・医科・歯科連携先進地視察研修 				
ネットワークづくり	<p>地域8020運動推進協議会（鈴鹿、津、松阪、南勢志摩、尾鷲、紀南、伊賀）</p>				
	<p>地域歯科保健支援事業（市町支援）</p>				
人材育成	<p>みえ歯-トネット事業(障がい者歯科ネットワーク事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みえ歯-トネット運営協議会 ・障がい者歯科研修会 ・障がい者施設研修、歯科保健指導 				
	<p>公衆衛生学院における歯科衛生士の育成</p>				
	<p>三重県8020推進員普及活動事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県8020推進員登録システム ・地域歯科保健研修会(年6回以上) ・8020推進員各事業への参加 				
課題	<p>歯科衛生士再就職支援緊急雇用創出事業</p>				
	<ul style="list-style-type: none"> ・う蝕の状況に地域差が大きい ・噛むこととおとした食育支援の必要性 ・フッ化物の応用を含めたう蝕予防 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国と比較してう蝕が多く、地域差も大きい ・フッ化物の応用を含めた歯科疾患予防 ・学校との連携の充実が必要 ・歯科医療関係者の児童虐待への理解 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の把握が困難 ・歯周疾患健診受診への働きかけが困難 ・企業等との連携の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・医科、介護との連携の強化 ・病院、高齢者福祉施設、在宅での口腔ケアの実態把握が必要 ・高齢者に対する十分な知識や技術を持った人材の育成 ・高齢者施設での、口腔ケアへの理解を深めることが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域歯科医療機関での障がい者の受け入れ態勢整備が必要 ・医療関係者の障がい児者への理解
<p>・地域の現状や問題点などの明確化</p> <p>・地域支援の強化</p> <p>・人材の育成、確保の必要性</p>					

資 料

健康福祉部

歯科口腔保健推進室について

設置日 平成23年8月28日

1. 設置の必要性

「歯科口腔保健の推進に関する法律（以下「法律」という。）」では、口腔の健康を保持することは、国民が質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割であり、また、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組みが口腔の健康の保持に極めて有効であるという観点から、歯科口腔保健の推進に関して、基本理念、国や地方公共団体、国民の責務、施策を定められたことから、省内関係部局との横断的な連携が必要となるため、「歯科口腔保健推進室」を設置し、法律の施行を推進するものである。

2. 所掌事務

- ・ 法律の施行に関すること。
- ・ 法律の施行に必要な省内関係各課室及び関係団体との連携・調整に関すること。
- ・ 歯科口腔保健の推進に関する施策の基本的事項の策定・公表に関すること。
- ・ その他歯科口腔保健を推進するために必要な事項に関すること
(各課室が所管している事項を除く)。

〈参考：歯科口腔保健の推進に関する施策〉

- ① 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等
 - ② 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等
 - ③ 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等
 - ④ 歯科疾患の予防のための措置等
 - ⑤ 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等
- について、基本的事項を策定・公表

3. 審議官等の業務

審議官（医療保険、医政、医療・介護連携担当）及び歯科保健課長は歯科口腔保健の推進を図るため、その任に当たるものとする。

都道府県及び市町村における歯科保健業務指針

〔平成9年3月3日健政発第138号〕
厚生省健康政策局長通知

「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」は、平成6年7月1日法律第84号をもって公布され、その一部はすでに施行されているところであるが、平成9年4月1日からの同法の全面施行に伴い、住民に身近で頻度の高い保健サービスについては、原則として市町村において一元的かつきめ細かな対応を図ることとなった。

このため、平成9年度の新たな体制による地域における歯科保健業務の推進が必要となったのに伴い、今般別添のとおり業務指針を定め、平成9年4月1日より適用することとしたので通知する。

今後はこの指針に基づき、都道府県及び市町村における歯科保健業務の積極的な推進に努められるよう格段の御配慮をお願いする。

なお、「保健所における歯科保健業務指針」（平成2年6月28日健政計第23号、歯第1.8号）は平成9年4月1日をもって、廃止するものとする。

(別添) 都道府県及び市町村における歯科保健業務指針

少子・高齢社会を迎え、地域における歯科保健業務については、これまでの妊産婦・乳幼児を中心とした母子歯科保健の向上だけでなく、成人・高齢者に対する8020運動の推進、要介護者の歯科対策等についても視野に入れる必要がある。

そこで新たな地域保健法の体系の下での歯科保健業務のあり方について、都道府県、保健所及び市町村の役割を明らかにするため、以下のような指針を示すものである。

第一 都道府県等における歯科保健業務について

1 地域歯科保健体制の整備について

(1) 企画・調整・計画の策定

都道府県は、住民の生涯を通じた歯科保健対策推進のため、健康づくり推進協議会等を活用し、市町村、関係団体、医療・福祉関係機関等と連携して地域歯科保健に関する計画の策定、施策の具体化を行うこと。また医療法に基づく地域保健医療計画の作成に際しては、二次医療圏毎に歯科保健対策が計画的に推進されるよう配慮し、管轄の保健所は当該計画に沿った歯科保健事業の推進に当たって、必要な調整を行うこと。

また、企画した事業を円滑かつ適切に推進するためには、事業の成果について評価を行うとともに市町村に対する助言指導に努め、また歯科衛生士の積極的な配置を市町村に働きかける等、円滑かつ効率的な業務実施体制による事業の展開に努めること。

(2) 歯科専門職の確保

都道府県は、歯科保健事業が円滑かつ適切に実施できるように、市町村、関係団体、医療・福祉関係機関等との調整、地域歯科保健の計画・施策への参画、当該事

業の企画・調整を行う歯科専門職種の確保等に努めること。

(3) 調査・研究

都道府県は、歯科疾患実態調査等を実施するとともに、管下の地域の歯科保健に関する課題に照らし合わせながら、歯科保健等の調査・研究並びに歯科保健対策の技法に関する研究を関係団体、研究機関、大学等との連携を図りながら実施すること。

(4) 情報の収集・提供

都道府県は、歯科保健関連情報及び歯科関連施設情報等を広域的に収集・精査するための体制を整備し、その情報を市町村等に提供するとともに、保健所で行う歯科保健業務の推進に活用し、さらに、地域性や住民ニーズに即した歯の健康づくり情報誌等の作成・提供に努め、歯科保健の普及・啓発を図ること。

(5) 事業所、学校との連携

事業所、学校等で行われる歯科保健事業が円滑に実施されるよう、担当部局間の連携を密にし、事業の実施状況の把握等を行うこと。

2 人材の育成・活用について

(1) 歯科専門職等に対する教育研修

都道府県は、3の(6)の3の教育研修のほか、歯科専門職員及び歯科保健事業に従事する他職種の教育研修を行うことにより、それらの者の最新の歯科保健等に関する知識の習得及び歯科保健対策技術の向上を図るとともに、健康づくりに関連する分野の研修等についても充実するよう努めること。

(2) 食生活改善推進員等ボランティアの育成、支援

都道府県は、歯科保健関連の事業のより一層の効果的な実施を図るため、住民参加型の地域ボランティアの活動が積極的に展開されるよう、関連機関と連携して食生活改善推進員等のボランティア育成等を図ることのできる体制整備に努めること。

(3) 歯科衛生士養成への協力

都道府県は、保健所等において歯科衛生士養成施設の学生実習に対する協力を行い、良質な地域歯科保健を担うことのできる資質の高い歯科衛生士の養成に努めること。

3 保健所における歯科保健業務について

(i) 専門的かつ技術的な業務の推進

- 1) 保健所は、難病、障害者等に対する訪問を含めた歯科検診・保健指導等専門的な歯科保健対策の実施等に努めるとともに、市町村が実施主体となる母子歯科保健事業、老人歯科保健事業、乳幼児を中心とするう^う歯^しの予防処置事業、8020(ハチマル・ニイマル)運動等の積極的な歯の健康づくりの普及啓発事業に対して、市町村の求めに応じて、専門的な立場から技術的助言等の援助に努めること。
- 2) 保健所は、事業所、学校等で行われる歯科保健事業が円滑に実施されるよう、事業の実施状況を踏まえ、求めに応じて助言、指導等に努めること。

(2) 連携、調整

保健所は、地域において歯科保健事業が総合的・効果的に推進されるよう、管下市町村とともに、関係団体、医療機関、福祉施設、ボランティア組織等との連携を密にし調整を図るとともに市町村相互間の連絡調整等の促進に努めること。

(3) 調査・研究等の推進

保健所は管下の地域の歯科保健に関する実状に照らし合わせながら、歯科保健の現状・課題等の調査・研究、歯科保健対策の技法に関する研究等を関係団体、研究機関、大学等との連携を図りながら実施すること。また必要に応じて歯科保健対策と密接に関連のある食生活状況をも視野に入れた調査研究等も実施すること。

(4) 情報の収集・提供

- 1) 保健所は、所管区域に係る保健、医療、福祉に関する歯科情報の幅広い収集、管理及び分析を行うとともに、関係機関及び地域住民に対して、これらの適切な情報提供に努めること。
- 2) 市町村保健センター(口腔保健室)や地域の関係団体等と協力しつつ、住民からの相談等に総合的に対応できる情報ネットワークの構築に努めること。

(5) 企画・調整機能の強化

地域保健医療計画、母子保健計画や老人保健福祉計画等の策定に参加し、各種の地域歯科保健サービスについての目標の設定や専門的立場からの評価・検討を行うとともに、地域における在宅歯科サービスの保健・医療・福祉のシステム構築、病院歯科や口腔保健センターと歯科診療所との連携等を推進する方策を図ること。また、そのための役割を担うことのできる人材の確保等の方策に努めること。

(6) 市町村に対する技術的な指導・支援

次のような事項についての市町村に対する支援を行うこと。

- 1) 保健所は、管内市町村の地域特性を生かした事業を市町村と連携して推進するよう努めること。
- 2) 保健所は、市町村の求めに応じて、市町村保健センター(口腔保健室)の運営に関する必要な協力を行うよう努めること。
- 3) 保健所は、市町村における地域歯科保健活動が円滑かつ適切に実施できるよう、歯科専門職員及び潜在歯科専門職等を対象に教育研修を実施し、その研修の内容については、歯科保健対策だけでなく健康づくりに関する関連分野をも含む幅広いものとなるよう配慮すること。
- 4) 保健所は、新たな歯科保健対策技術の提供、市町村の求めに応じ歯科衛生士未配置市町村への指導及び技術的支援を行うこと。この場合の技術的支援に当たっては、その対象者に応じ各都道府県担当部局との間で必要な連携を密にするよう配慮すること。

(7) 保健所を設置する市(特別区)の保健所における歯科保健業務について

保健所を設置する市(特別区)の保健所は、市町村保健センター等の歯科保健活動の拠点及び福祉部局をはじめとした関係部局との有機的な連携の下に、前記の(1)に掲げる専門的かつ技術的業務の推進、(2)に掲げる連携、調整、(3)に掲げる調査・研究等の推進、(4)に掲げる情報の収集・提供及び(5)に掲げる企画及び調整の機

能の強化に努めること。

第二 市町村等における歯科保健業務について

1 企画・実施体制の調整

(1) 歯科保健に関する計画の策定

市町村は、歯科保健対策を合理的かつ効果的に推進するため、母子保健計画等の地域保健計画の中に歯科の健康教育・健康相談、保健指導及び健康診査等の事項についても積極的に取り入れて立案するよう努めること。

なお、立案に当たっては、地域特性、社会資源及び専門技術者等の実態把握のもと、必要に応じて保健所の支援を受けるなど関係機関との連携を密にし、事業の調査、分析及び評価を行い、新しい事業計画の方向を検討すること。

(2) 情報収集・提供

市町村は、歯科保健関連情報等を積極的に収集し、自らが行う歯科保健業務の推進に活用するとともに、保健所に対する情報の提供にも努めること。

(3) 歯科衛生士の確保

市町村は、歯科保健に関する事業が円滑かつ適切に実施できるように、保健所、関係団体等と連携を図りながら、必要に応じて歯科衛生士等の確保に努めること。

(4) 医療・福祉関係機関等との連携・協力体制の整備

市町村は、歯科保健に関する事業を円滑かつ効果的に実施するため、市町村健康づくり推進協議会等を活用するとともに、かかりつけ歯科医をはじめとする地域の歯科医療機関、関係団体、福祉関係機関等と連携を図り、事業の実施体制などに関し十分な連絡調整を行いつつ事業を実施すること。

(5) 事業所、学校との連携

市町村は、事業所、学校等で行われる歯科保健事業との連携等が図れるよう、事業の実施状況の把握等を行い、必要に応じて連携を図ること。

(6) 市町村保健センターの口腔保健室の整備

身近で利用頻度の高い歯科保健サービスが市町村において一元的に提供されることを踏まえ、各市町村は歯科保健活動の拠点として口腔保健室の設置等の体制整備に努めること。

2 歯科保健事業について

市町村は、身近で頻度の高い歯科保健サービスを可能な範囲で実施することとされているので、対応する保健事業範囲を明確化し、必要に応じて保健所と協力の下に市町村保健センター(口腔保健室)等を拠点として歯科保健事業を実施すること。なお、市町村が行うことが適当と考えられる歯科保健事業は概ね次のとおりであるが、その具体的内容については、市町村がそれぞれの地域特性等を勘案して判断すること。

(1) 母子に関すること

(2) 成人に関すること(8020運動等)

(3) 老人に関すること(在宅寝たきり老人も含む)

(4) 地域の特性に応じた歯科保健事業等

母子保健に関する歯科保健サービスの具体例を示すと、市町村は、母子保健について、妊娠、出産から育児まで及び乳幼児保健についての一貫したサービスの提供主体となるため、母子保健にかかる歯科保健事業については、妊婦健診時の口腔清掃法の指導や、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査時等のう歯予防の指導など、身近で頻度の高い歯科保健サービスが行われることとなる。

これらのサービスを提供するためには、市町村保健センター(口腔保健室)等を拠点に保健所等関係機関との協力体制の確保及び役割分担の調整を行い歯科保健サービスを展開していくことが望まれる。成人・老人等の歯科保健事業についても同様である。

また、これらの歯科保健事業を行うに当たっては、市町村保健センター等の施設において実施するほか、市町村保健センター等施設外においても、訪問歯科指導、地域団体等の依頼による講演会の開催等を行い、住民にとって利用し易い形での事業の実施に努めること。

3 地域組織育成について

市町村は、歯科保健事業を円滑に推進するとともに、住民の自主努力、相互協力による歯科保健の向上に資するため、関連機関と連携して食生活改善推進員等の地域ボランティアの養成や地域ボランティア組織の育成に努めるとともに、その自主性を尊重した活用を図ること。

4 啓発普及について

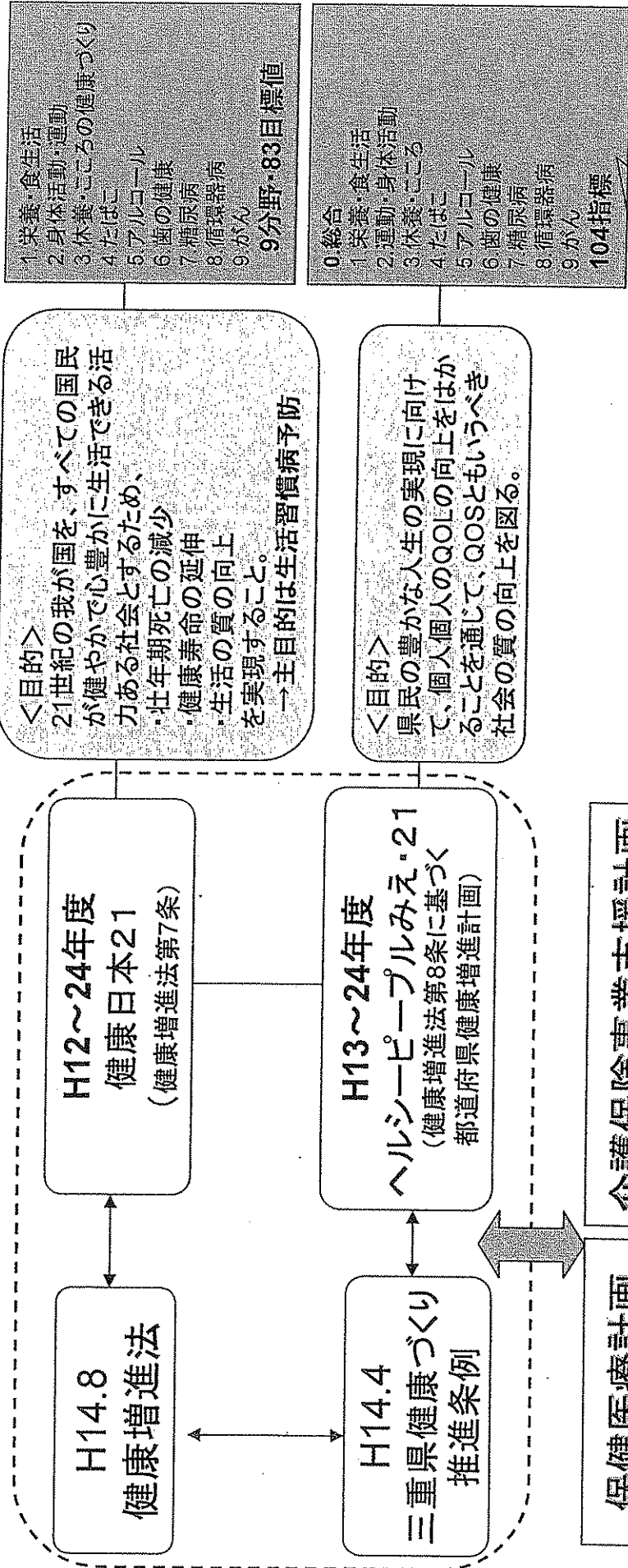
歯科保健事業を進めるに当たっては、住民に対する動機づけが極めて重要であることから、歯科保健関連情報の提供や歯及び口腔の健康づくりにつながる行事の積極的な開催等に努めること。

5 人材育成・活用について

市町村は、住民の歯科保健対策を円滑かつ適切に進めるため、歯科保健事業に従事する職員の研修等に努め、また、潜在歯科衛生士の教育研修及び活用を図ること。なお、この場合歯科専門分野に限らず、健康づくりに関連する分野についての資質の向上にも努めること。

ヘルシーピープルみえ・21とは

- 三重県の健康づくりに関する計画＝都道府県健康増進計画
- 計画期間：2001年(平成13年度)～2012年(平成24年度)までの12年間
(※平成19年度に計画終期を平成22年度から2年間延長)
- 2005年(平成17年度)に中間評価を実施。
→5年間の取組の整理、現状把握、今後の展開方針を内容とした。
→ネットワークづくり、人材育成、啓発、環境整備
- 計画終期(24年度)を見据え最終評価及び次期計画策定に向けた取組を開始



<目的>

21世紀の我が国を、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするため、

- ・壮年期死亡の減少
- ・健康寿命の延伸
- ・生活の質の向上

を実現すること。
→主目的は生活習慣病予防

<目的>

県民の豊かな人生の実現に向けて、個人個人のQOLの向上をはかることを通じて、QOSともいふべき社会の質の向上を図る。

ヘルシーピープルみえ・21は、国計画よりも詳細に目標が設定されている。

改正 平成一七年一〇月二一日三重県条例第六七号

三重県健康づくり推進条例をここに公布します。

三重県健康づくり推進条例

目次

前文

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 健康づくりの推進に関する基本的施策(第八条—第十五条)

附則

少子高齢化が進展するなか、健やかで充実した生活を送ることは私たち県民一人ひとりの願いであり、また、県民一人ひとりが健やかで充実した生活を送ることを通じて社会全体の活力の維持及び向上を図ることも重要である。

このためには、子どもから高齢者までのすべての県民が、健康についての関心と必要な知識を持ち、健康づくりに努めるとともに、県、事業者、市町等が協働して、社会環境の改善及び生活環境の整備を含め、総合的かつ計画的に個人の取組みを支援していくことが必要である。

このような認識から、三重県では、個人の健康づくりの取組みを社会全体で支援することにより、すべての県民が健やかで心豊かに生活できる活力のある社会の実現を目指して、この条例を制定する。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、健康づくりに関する県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、健康づくりの推進についての基本的な事項を定めることにより、県、県民、事業者及び市町が協働して取組み、もってすべての県民が健康で、活力のある社会を実現することを目的とする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(定義)

第二条 この条例において「健康づくり」とは、健やかで充実した生活を送るため、こころや身体の状態をより良くしようとすることをいう。

2 この条例において「事業者」とは、他人を使用して事業を行う者をいう。

(基本原則)

第三条 健康づくりの推進のため、県、県民、事業者及び市町は、必要な情報を共有し、協働して取り組むものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(県の責務)

第四条 県は、県民の健康づくりの取組みを社会全体で支援する体制を整備するために必要な施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の策定に当たっては、県民等が参画できる体制を整備しなければならない。

(県民の責務)

第五条 県民は、個人の状況に応じて、県及び市町が実施する健康づくりの推進に関する施策を活用すること等により、健康づくりに努めるものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その使用する者が健康づくりに取り組むことができる職場環境の整備に努めるとともに、県及び市町が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(県と市町との協働)

第七条 県は、市町に対し、県が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力することを求め

ることができる。

2 県は、市町の健康づくりの推進に関する施策の策定及び実施について、必要な協力を行うものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

第二章 健康づくりの推進に関する基本的施策

(基本計画の策定)

第八条 知事は、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、健康づくりに関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定する。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定める。

一 総合的かつ長期的に講ずべき健康づくりの推進に関する施策の大綱

二 健康づくりの推進のための指標

三 前二号に掲げるもののほか、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ三重県公衆衛生審議会に意見を求めるとともに、広く県民等から意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第九条 知事は、毎年、基本計画に基づき実施した施策及び実施しようとする施策を明らかにした報告書を作成し、公表しなければならない。

(評価の実施)

第十条 知事は、県が実施する健康づくりの推進に関する施策について、基本計画に基づき評価を行うとともに、県民、事業者、市町等から評価を受け、必要な見直しを行うものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(調査の実施等)

第十一条 知事は、健康づくりの推進に関する施策及びその評価を実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(情報の提供)

第十二条 知事は、健康づくりの取組みを支援するため、県民、事業者、市町等に対し必要な情報を適切に提供するものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(事業者の公表)

第十三条 知事は、別に定めるところにより、基本計画の趣旨にのっとり健康づくりに関して積極的な取組みを行っていると思われる事業者を公表することができる。

(県民健康の日)

第十四条 健康づくりについて県民の関心と理解を深めるため、県民健康の日を設ける。

2 県民健康の日は、九月七日とする。

3 知事は、県民健康の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第十五条 県は、基本計画に基づく施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に策定されている三重の健康づくり総合計画(第八条第二項各号に掲げる事項に相当する部分に限る。)は、第八条の規定に基づく基本計画とみなす。

附 則(平成十七年十月二十一日三重県条例第六十七号)

この条例は、平成十八年一月十日から施行する。

ヘルシーピープルみえ・21および健康日本21における口腔保健の目標

(2011.10)

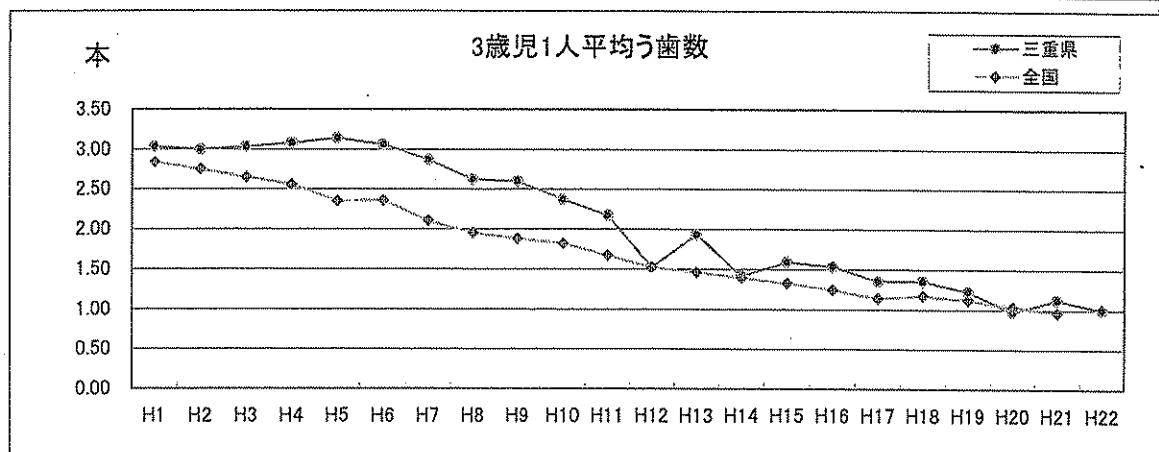
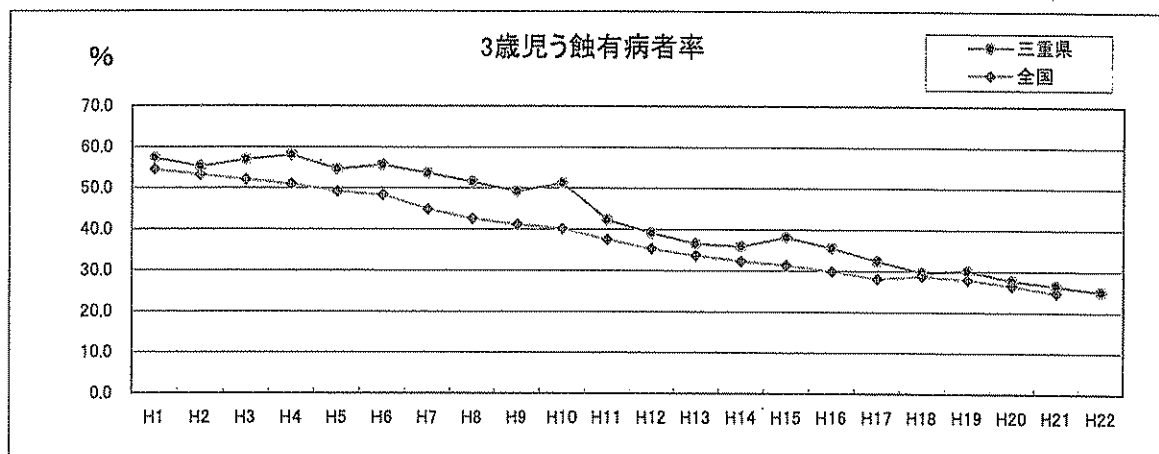
目 標	指 標	ヘルシーピープルみえ・21				健康日本21				
		ベースライン値	2004値	直近実績値	目標値(2011)	達成状況	ベースライン値	中間評価	直近実績値	目標値(2010)
幼児期のう蝕予防	1 う歯のない幼児の増加 [う歯のない幼児の割合(3歳)]	1) 57.7%	8) 61.9%	12) 75.0%	78%	改善	59.5%	68.7%	77.10%	80%以上
	2 フッ化物歯面塗布を受けたことのある幼児の増加 [受けたことのある幼児の割合(3歳)]	2) 39.6%	9) 50.0%	12月頃	67%	改善	39.6%	37.8%	64.60%	50%以上
	3 間食の習慣づけ(●) [間食の時間が決まっている幼児の割合を増加] 間食として甘味食品・飲料を頻回飲食する習慣のある幼児の減少	3) 29.3%	—	—	88%	—	29.9%	22.6%	19.70%	15%以下
学齢期のう蝕予防	4 一人平均う歯数の減少 [一人平均う歯数(12歳)]	4) 3.4歯	10) 2.5歯	14) 1.9歯	1.0歯	改善	2.9歯	1.9歯	1.3歯	1歯以下
	5 フッ化物配合歯磨剤の使用の増加 [使用している人(15歳以上)の割合]	5) 31.7%	11) 46.1%	15) 44.3%	95%	—	45.6%	52.5%	86.2%	90%以上
成人期の歯周病予防	6 かかりつけ歯科医師あり(●) 個別的な歯口清掃を受ける人の増加 [過去1年間に受けたことのある人の割合] 定期的な歯石除去や歯面清掃を受ける人の増加 [過去1年間に受けた人の割合]	5) 69.0%	11) 74.4%	15) 74.7%	95%	改善	12.8%	16.5%	20.0%	30%以上
	7 進行した歯周炎の減少 [進行した歯周炎を有する人の割合] 40歳 50歳	7) (35-44歳) 20.8%	9) 34.0%	12月頃	10%	悪化	32.0%	23.8%	18.0%	22%以下
		(45-54歳) 28.0%	34.2%		14%	悪化	46.9%	36.8%	27.2%	33%以下
	8 歯間部清掃用器具の使用の増加 [使用する人の割合] 40歳(35~44歳) 50歳(45~54歳)	6) (全年齢) 24.4%	11) 28.4%	15) 36.5%	73%	改善	19.3%	39.0%	44.6%	50%以上
							17.8%	40.8%	45.7%	50%以上
歯の喪失防止	9 たばこ対策の推進 (たばこ対策参照) 喫煙が歯周病に影響を及ぼすことを知っている人の割合の増加 禁煙支援プログラムが提供されている市町村の割合	—	—	—	—	—	27.3%	35.90%	40.40%	100%
		—	—	—	—	—	32.90%	39.70%	—	100%
	10 20歯以上自分の歯を有する人 80歳で20歯以上、60歳で24歯以上の自分の歯を有する人の増加 60(55-64)歳で20歯以上(●) 80(75-84)歳で20歯以上	7) (60-64歳) 50.0%	9) 80.9%	12月頃	95%	改善	44.1%	60.2%	55.7%	50%以上
	(80-84歳) 21.4%	10.5%		43%	悪化	11.5%	25.0%	26.8%	20%以上	
	11 定期的な歯科検診の受診者の増加 [過去1年間に受けた人の割合] 60歳(55~64歳)	5) (55-64歳) 33.8%	11) 34.7%	15) 39.7%	68%	改善	16.4%	35.7%	37.0%	30%以上
歯の健康づくり	12 歯の健康づくり得点増加(16点以上)(●)	5) 29.0%	11) 30.3%	10月中旬	73%	改善	—	—	—	—
	13 8020運動を知っている人の増加(●)	5) 45.5%	11) 49.9%	15) 48.6%	91%	改善	—	—	—	—
	14 酢ダコや古たくわんを噛むことができる人の増加(●)	5) 84.9%	11) 87.9%	15) 84.4%	95%	改善	—	—	—	—
	15 歯ぐきが腫れる者の割合(●)	5) 34.8%	11) 42.1%	15) 34.0%	12%	悪化	—	—	—	—
	16 歯がしみることがある者の割合(●)	5) 39.4%	11) 49.0%	15) 38.7%	20%	悪化	—	—	—	—
	17 歯磨きを1日2回以上する人の増加(●)	5) 59.4%	11) 63.3%	15) 66.3%	95%	改善	—	—	—	—

1) 三重県3歳児健康診査(1999) 2) 歯科保健統計資料(2000) 3) 志摩地域保健研究会 4) 三重県学校保健統計(1999) 5) 県民健康意識調査(1999) 6) 厚生省保健福祉動向調査(1999) 7) 県民歯科疾患実態調査(2000)
 8) 三重県3歳児健康診査(2004) 9) 県民歯科疾患実態調査(2005) 10) 三重県学校保健統計調査資料(2004) 11) 県民健康意識調査(2004)
 12) 三重県3歳児健康診査(2010) 13) 県民歯科疾患実態調査(2011) 14) 三重県学校保健統計調査資料(2010) 15) 県民健康意識調査(2011)
 (●)三重県で特に作成した指標

3歳児う蝕状況年次推移全国比較(平成元年度～平成22年度)

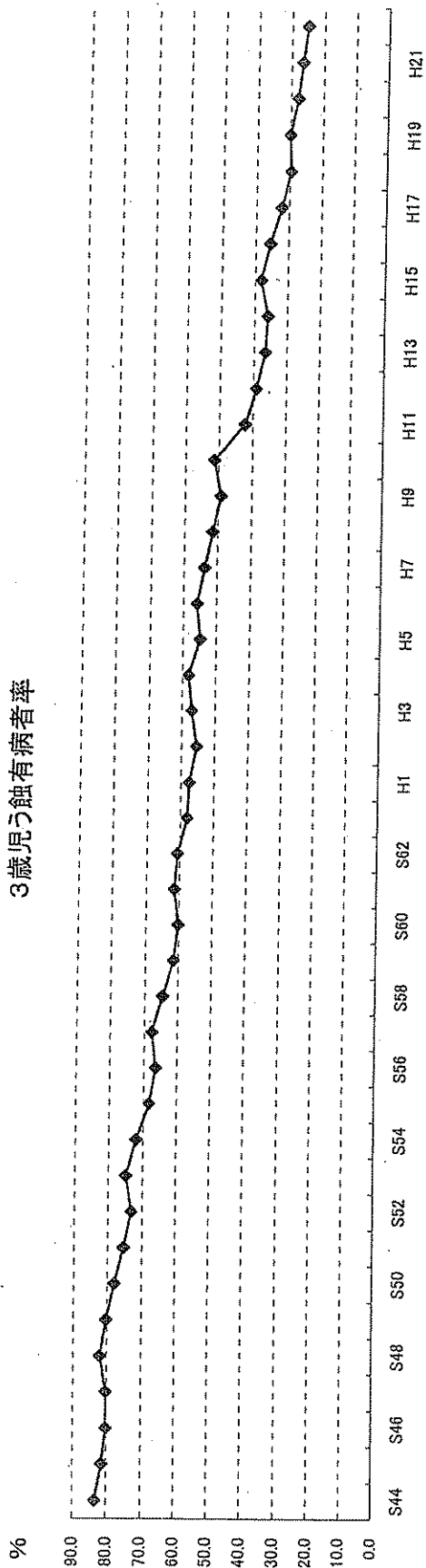
年度	う蝕有病者率(%)		1人平均う蝕数(本)	
	三重県	全国	三重県	全国
H1	57.3	54.5	3.03	2.84
H2	55.2	53.2	3.00	2.75
H3	56.9	52.1	3.03	2.65
H4	58.0	51.0	3.08	2.56
H5	54.6	49.1	3.14	2.35
H6	55.6	48.3	3.06	2.36
H7	53.6	44.9	2.87	2.10
H8	51.5	42.5	2.62	1.95
H9	49.2	41.2	2.60	1.88
H10	51.2	40.1	2.37	1.82
H11	42.3	37.5	2.17	1.67
H12	39.1	35.2	1.52	1.52
H13	36.5	33.6	1.93	1.46
H14	35.9	32.3	1.41	1.39
H15	38.1	31.3	1.59	1.32
H16	35.5	29.8	1.53	1.24
H17	32.3	28.0	1.35	1.14
H18	29.6	28.7	1.35	1.17
H19	30.0	27.9	1.22	1.12
H20	27.7	26.5	0.97	1.03
H21	26.4	24.7	1.12	0.96
H22	25.0	—	1.00	—

出典:厚生労働省 母子保健報告

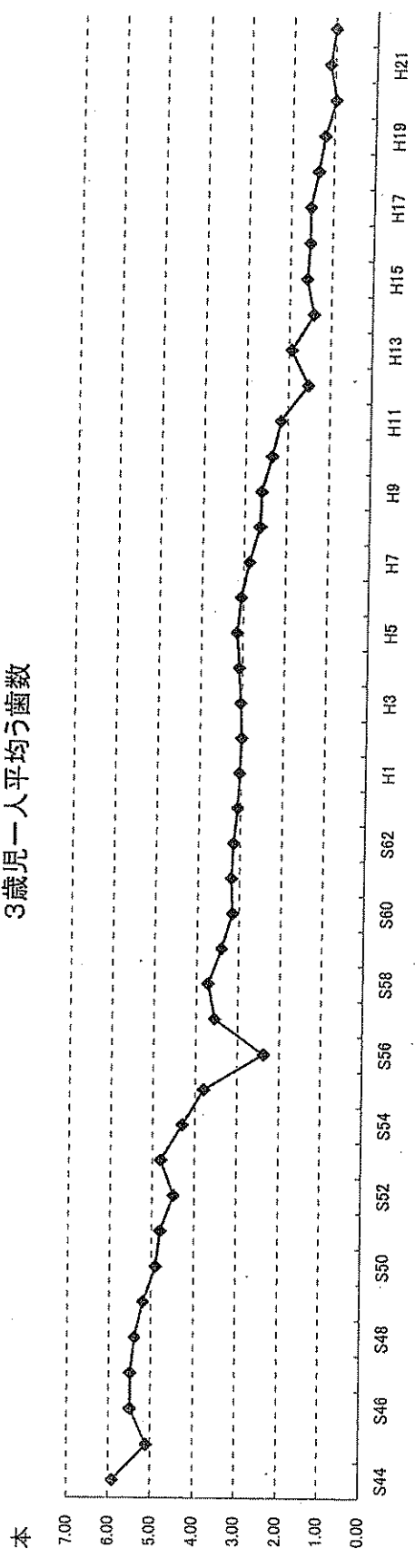


三重県3歳児歯科健康診査年次推移(昭和44年度～平成22年度)

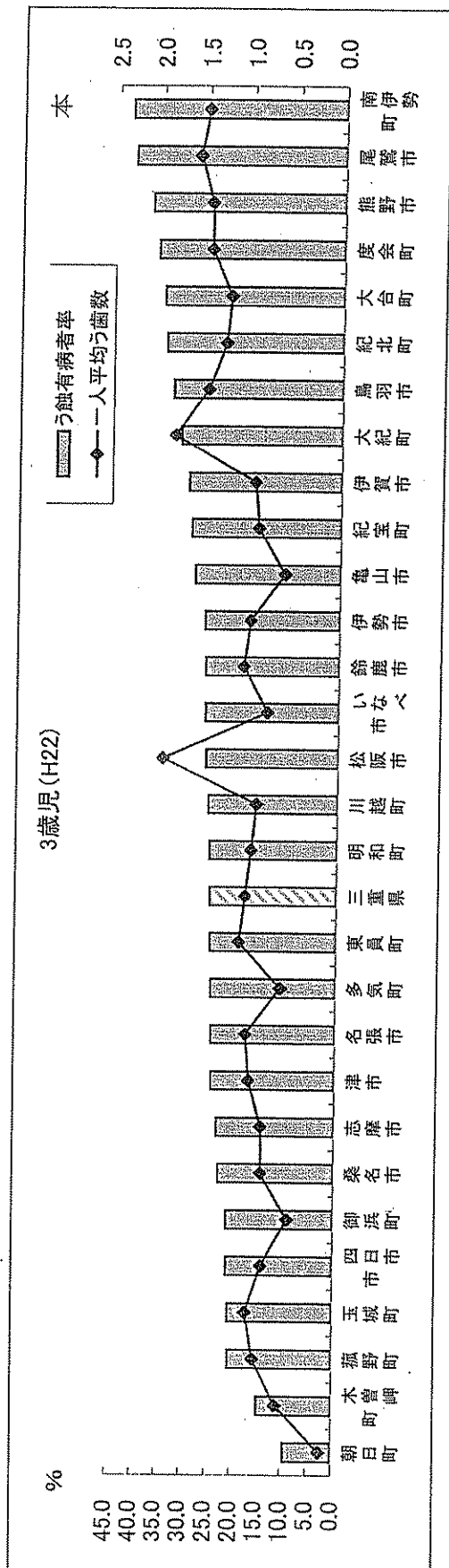
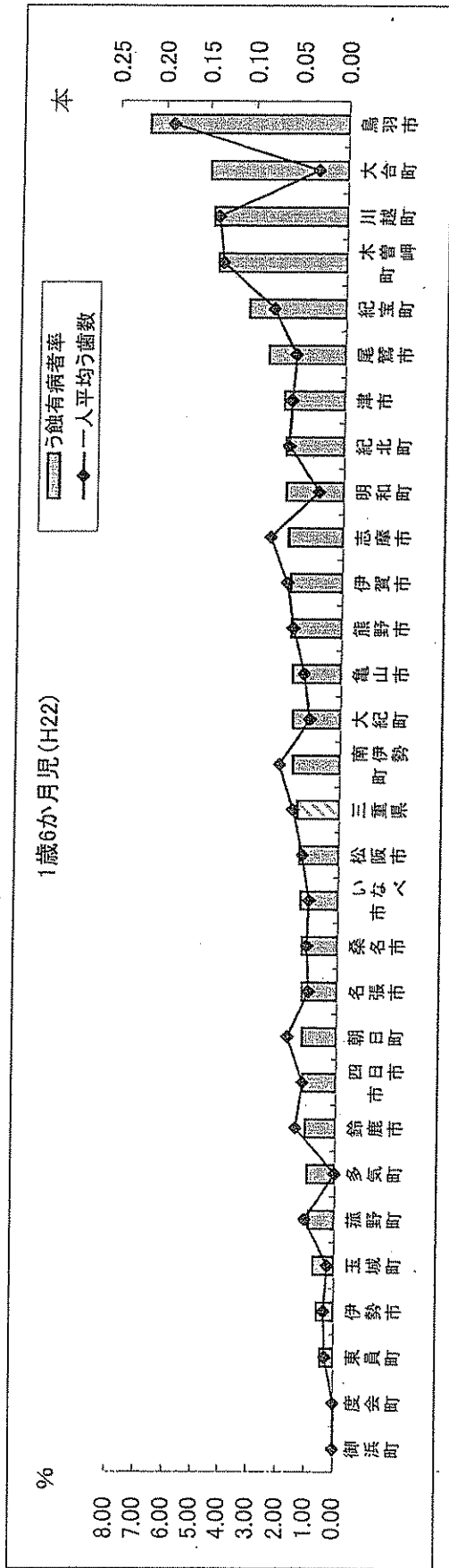
3歳児の蝕有病者率



3歳児一人平均の歯数



三重県乳幼児歯科健康診査 う蝕有病者率・1人平均う蝕数 (平成22年度)



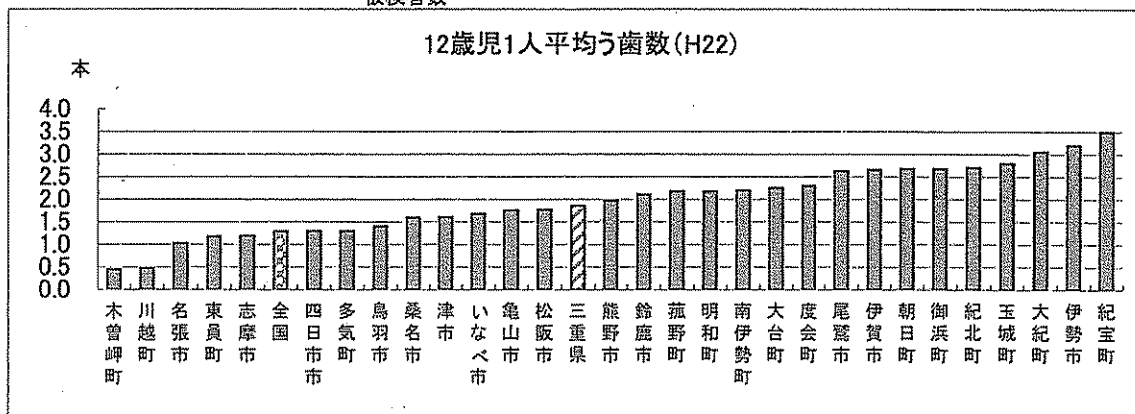
12歳児歯科健康診査結果(平成22年度)

	永久歯1人当りの平均う歯等数						
	受検者数	計 ア(イ+ウ)	喪失歯数 M イ	う歯			D M F 指数
				小計 ウ(エ+オ)	処置歯数 F エ	未処置歯数 D オ	
桑名市	812	1,300	28	1,272	859	413	1.60
木曾岬町	29	13	0	13	4	9	0.45
いなべ市	354	595	13	582	465	117	1.68
東員町	230	271	1	270	182	88	1.18
菟野町	289	630	5	625	302	323	2.18
朝日町	31	83	0	83	77	6	2.68
川越町	147	70	0	70	63	7	0.48
四日市市	1,812	2,347	56	2,291	1,683	608	1.30
鈴鹿市	1,198	2,525	69	2,456	1,794	662	2.11
亀山市	227	399	6	393	231	162	1.76
津市	865	1,392	28	1,364	820	544	1.61
松阪市	1,457	2,579	61	2,518	1,737	781	1.77
多気町	169	220	2	218	125	93	1.30
明和町	242	528	3	525	197	328	2.18
大台町	70	158	0	158	93	65	2.26
伊勢市	942	3,011	59	2,952	1,068	1,884	3.20
玉城町	162	454	1	453	365	88	2.80
南伊勢町	75	165	0	165	101	64	2.20
大紀町	64	196	0	196	89	107	3.06
度会町	90	207	0	207	154	53	2.30
鳥羽市	185	260	0	260	119	141	1.41
志摩市	254	302	19	283	150	133	1.19
伊賀市	568	1,509	5	1,504	791	713	2.66
名張市	557	574	1	573	336	237	1.03
尾鷲市	54	142	1	141	97	44	2.63
紀北町	112	304	0	304	205	99	2.71
熊野市	109	216	1	215	140	75	1.98
御浜町	65	174	4	170	122	48	2.68
紀宝町	119	416	2	414	155	259	3.50
三重県	11,288	21,040	365	20,675	12,524	8,151	1.86
全国							1.29

1人平均う歯数:DMF指数=被検者のDMF歯の合計

平成22年度健康状態調査(三重県教育委員会)

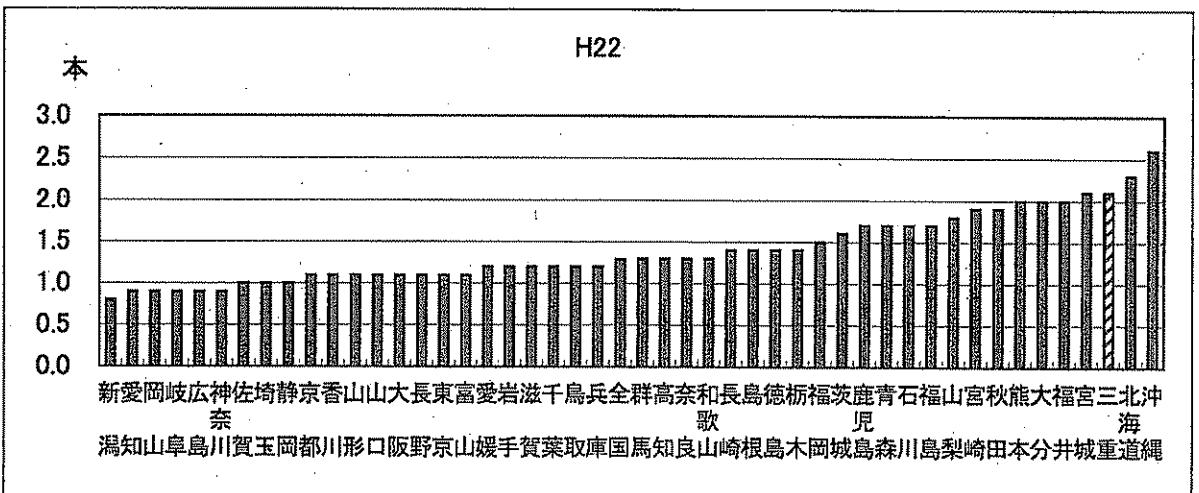
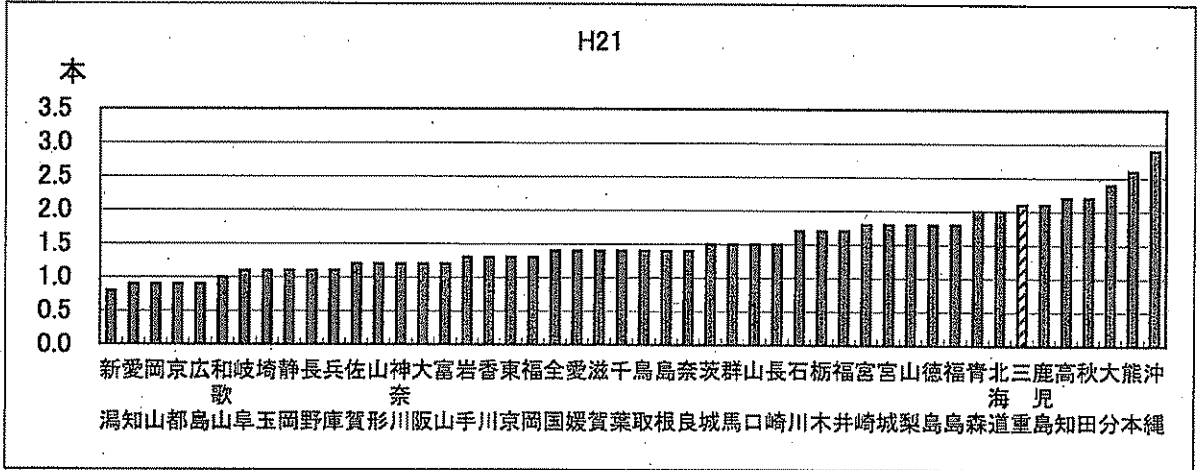
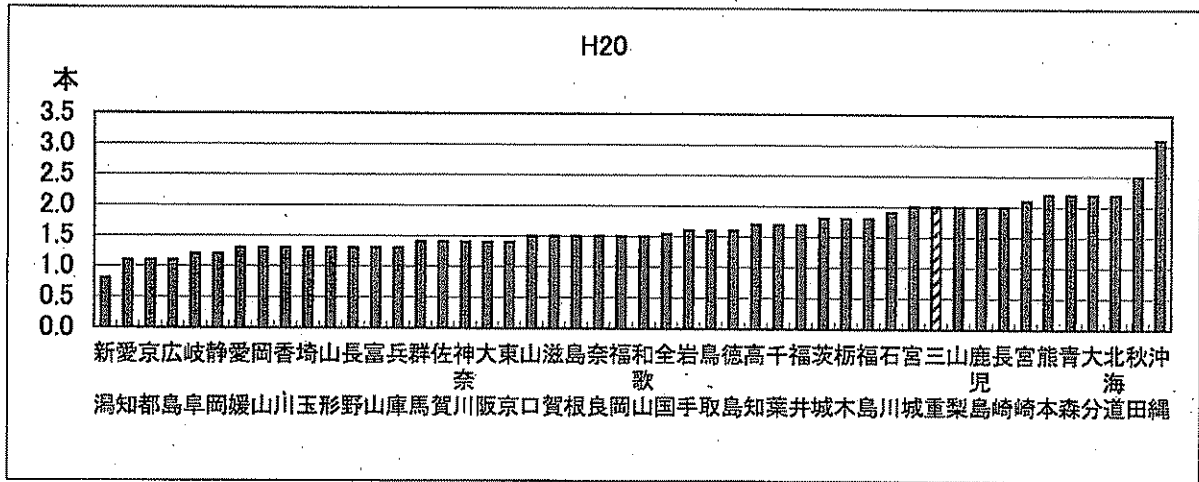
被検者数



12歳DMF歯数年次推移

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
全国	1.82	1.71	1.63	1.54	1.40	1.29
三重県	2.51	2.26	2.12	2.01	1.86	1.86

12歳一人平均むし歯の数(DMF歯数)



文部科学省 学校歯科保健統計

◎ 全国及び都道府県別 17歳においてむし歯(う歯)の未処置歯のある者の割合

都道府県名	H18年度		H19年度		H20年度		H21年度		H22年度	
	割合	順位※	割合	順位※	割合	順位※	割合	順位※	割合	順位※
0 全国	32.22		32.03		31.49		29.44		27.82	
47 沖縄県	58.4	1	55.7	1	54.6	1	53.5	1	48.7	1
24 三重県	41.5	7	40.9	4	44.9	3	32.8	16	43.0	2
2 青森県	38.0	10	34.0	16	38.1	8	38.1	6	40.8	3
5 秋田県	42.7	4	39.6	7	41.7	4	42.5	3	38.8	4
44 大分県	50.0	2	50.8	2	51.8	2	47.6	2	38.1	5
41 佐賀県	42.3	5	36.7	12	34.4	16	38.2	5	37.6	6
46 鹿児島県	35.0	15	33.7	18	37.7	9	37.7	7	36.4	7
1 北海道	43.4	3	44.1	3	39.1	7	34.6	12	34.8	8
45 宮崎県	42.3	5	39.4	8	36.3	11	33.8	14	34.8	8
29 奈良県	32.5	22	25.5	42	31.6	23	30.8	22	34.5	10
8 茨城県	31.1	27	35.5	13	39.7	6	27.3	27	34.4	11
18 福井県	36.1	14	40.3	6	31.8	22	36.9	9	33.4	12
32 鳥根県	34.9	16	31.7	26	37.7	9	34.6	12	33.3	13
7 福島県	38.5	9	40.7	5	32.2	21	40.6	4	32.6	14
4 宮城県	37.8	11	39.2	9	41.4	5	37.0	8	31.6	15
36 徳島県	33.2	19	31.2	27	29.6	34	29.3	25	30.5	16
25 滋賀県	29.9	33	31.2	27	28.3	38	28.0	26	30.2	17
39 高知県	39.6	8	38.1	10	34.7	15	32.5	17	30.1	18
12 千葉県	31.3	26	34.9	14	31.2	24	24.6	40	29.7	19
17 石川県	31.0	28	33.0	22	35.3	13	33.2	15	29.5	20
27 大阪府	33.0	20	34.0	16	33.2	18	30.2	23	28.9	21
37 香川県	30.0	31	27.5	37	24.8	42	26.8	32	28.3	22
19 山梨県	30.8	29	30.5	31	30.4	30	23.5	43	28.1	23
9 栃木県	33.0	20	33.2	21	29.0	36	31.2	20	28.0	24
42 長崎県	29.0	36	31.9	25	29.8	32	24.7	39	28.0	24
3 岩手県	29.2	35	34.7	15	29.9	31	27.2	29	27.9	26
35 山口県	31.6	24	31.2	27	35.2	14	29.5	24	27.7	27
10 群馬県	31.4	25	32.7	24	29.7	33	27.3	27	27.5	28
30 和歌山県	X	—	32.8	23	30.8	25	27.0	31	27.1	29
16 富山県	28.4	38	25.0	43	33.2	18	30.9	21	26.5	30
40 福岡県	37.0	12	33.5	19	34.3	17	36.1	11	26.4	31
28 兵庫県	33.7	17	29.9	32	30.8	25	31.7	18	26.3	32
43 熊本県	36.5	13	36.9	11	35.9	12	36.8	10	26.0	33
33 岡山県	32.0	23	26.6	40	21.5	45	25.6	35	25.7	34
38 愛媛県	30.0	31	27.1	38	30.7	27	22.7	45	25.7	34
34 広島県	29.3	34	24.7	44	29.2	35	24.9	38	25.4	36
13 東京都	27.6	39	30.9	30	28.2	39	25.4	36	25.3	37
11 埼玉県	27.2	40	26.9	39	30.5	29	31.6	19	24.2	38
14 神奈川県	30.4	30	28.0	36	30.6	28	27.1	30	24.2	38
6 山形県	24.3	43	29.1	34	25.6	41	26.1	34	24.1	40
31 鳥取県	33.4	18	33.3	20	32.9	20	26.2	33	23.0	41
20 長野県	23.9	44	29.8	33	23.0	43	24.5	41	22.6	42
26 京都府	29.0	36	28.2	35	28.4	37	25.2	37	21.3	43
23 愛知県	26.5	42	23.2	46	26.2	40	22.5	46	20.0	44
15 新潟県	20.8	46	20.0	47	14.9	47	24.0	42	19.6	45
22 静岡県	21.3	45	26.1	41	20.5	46	15.7	47	19.2	46
21 岐阜県	26.6	41	23.4	45	22.7	44	23.1	44	18.9	47

※ 順位：各年度においてむし歯(う歯)の未処置歯のある者の割合の高い順

出典：文部科学省 学校保健統計調査

医政発第 0114002 号
健 発 第 0114006 号
平成 15 年 1 月 14 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
厚生労働省健康局長

フッ化物洗口ガイドラインについて

健康日本 21 における歯科保健目標を達成するために有効な手段として、フッ化物の応用は重要である。

我が国における有効かつ安全なフッ化物応用法を確立するために、平成 12 年から厚生労働科学研究事業として、フッ化物の効果的な応用法と安全性の確保についての検討が行われたところであるが、この度、本研究事業において「フッ化物洗口実施要領」を取りまとめたところである。

ついては、この研究事業の結果に基づき、8020 運動の推進や国民に対する歯科保健情報の提供の観点から、従来のフッ化物歯面塗布法に加え、より効果的なフッ化物洗口法の普及を図るため、「フッ化物洗口ガイドライン」を別紙の通り定めたので、貴職におかれては、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、貴管下保健所設置市、特別区、関係団体等に対して周知方お願いしたい。

1. はじめに

フッ化物応用によるう蝕予防の有効性と安全性は、すでに国内外の多くの研究により示されており、口腔保健向上のためフッ化物の応用は、重要な役割を果たしている。

わが国においては、世界保健機関（WHO）等の勧告に従って、歯科診療施設等で行うフッ化物歯面塗布法、学校等での公衆衛生的応用法や家庭で行う自己応用法であるフッ化物洗口法というフッ化物応用によるう蝕予防が行われてきた。特に、1970 年代からフッ化物洗口を実施している学校施設での児童生徒のう蝕予防に顕著な効果の実績を示し、各自治体の歯科保健施策の一環として、その普及がなされてきた。

そのメカニズムに関しても、近年、臨床的う蝕の前駆状態である歯の表面の脱灰に対して、フッ化物イオンが再石灰化を促進する有用な手段であることが明らかになっており、う蝕予防におけるフッ化物の役割が改めて注目されている。

こうした中、平成 11 年に日本歯科医学会が「フッ化物応用についての総合的な見解」をまとめたことを受け、平成 12 年度から開始した厚生労働科学研究において、わが国におけるフッ化物の効果的な応用法と安全性の確保についての研究（「歯科疾患の予防技術・治療評価に関するフッ化物応用の総合的研究」）が行われている。

さらに、第 3 次国民健康づくり運動である「21 世紀における国民健康づくり運動」（健康日本 21）においても歯科保健の「8020 運動」がとりあげられ、2010 年までの目標値が掲げられている。これらの目標値達成のための具体的方策として、フッ化物の利用が欠かせないことから、EBM（Evidence Based Medicine）の手法に基づいたフッ化物利用について、広く周知することは喫緊の課題となっている。

このような現状に照らし、従来のフッ化物歯面塗布法に加え、より効果的なフッ化物洗口法の普及を図ることは、「8020」の達成の可能性を飛躍的に高め、国民の口腔保健の向上に大きく寄与できると考えられ、上記の厚生労働科学研究の結果を踏まえ、最新の研究成果を盛り込んだフッ化物洗口について、その具体的な方法を指針の形として定め、歯科臨床や公衆衛生、地域における歯科保健医療関係者に広く周知することとした。

2. 対象者

フッ化物洗口法は、とくに、4歳児から14歳までの期間に実施することがう蝕予防対策として最も大きな効果をもたらすことが示されている。また、成人の歯頸部う蝕や根面う蝕の予防にも効果があることが示されている。

1) 対象年齢

4歳から成人、老人まで広く適用される。特に、4歳（幼稚園児）から開始し、14歳（中学生）まで継続することが望ましい。その後の年齢においてもフッ化物は生涯にわたって歯に作用させることが効果的である。

2) う蝕の発生リスクの高い児（者）への対応

修復処置した歯のう蝕再発防止や歯列矯正装置装着児の口腔衛生管理など、う蝕の発生リスクの高まった人への利用も効果的である。

3. フッ化物洗口の実施方法

フッ化物洗口法は、自らでケアするという点では自己応用法（セルフ・ケア）であるが、その高いう蝕予防効果や安全性、さらに高い費用便益率（Cost-Benefit Ratio）等、優れた公衆衛生的特性を示している。特に、地域単位で保育所・幼稚園や小・中学校で集団応用された場合は、公衆衛生特性の高い方法である。なお、集団応用の利点として、保健活動支援プログラムの一環として行うことで長期実施が確保される。

1) 器材の準備、洗口剤の調製

施設での集団応用では、学校歯科医等の指導のもと、効果と安全性を確保して実施されなければならない。

家庭において実施する場合は、かかりつけ歯科医の指導・処方を受けた後、薬局にて洗口剤の交付を受け、用法・用量に従い洗口を行う。

2) 洗口練習

フッ化物洗口法の実施に際しては、事前に水で練習させ、飲み込まずに吐き出せさせることが可能になってから開始する。

3) 洗口の手順

洗口を実施する場合は、施設職員等の監督の下で行い、5～10の洗口液で約30秒間洗口（ブクブクうがい）する。洗口中は、座って下を向いた姿勢で行い、口腔内のすべての歯にまんべんなく洗口液がゆきわたるように行う。吐き出した洗口液は、そのまま排水口に流してよい。

4) 洗口後の注意

洗口後30分間は、うがいや飲食物をとらないようにする。また、集団応用では、調整した洗口液（ポリタンクや分注ポンプ）の残りは、実施のたびに廃棄する。家庭用専用瓶では、一人あたり約1か月間の洗口ができる分量であり、冷暗所に保存する。

4. 関連事項

1) フッ化物洗口法と他のフッ化物応用との組み合わせ

フッ化物洗口法と他の局所応用法を組み合わせる実施しても、フッ化物の過剰摂取になることはない。すなわちフッ化物洗口とフッ化物配合歯磨剤及びフッ化物歯面塗布を併用しても、特に問題はない。

2) 薬剤管理上の注意

集団応用の場合の薬剤管理は、歯科医師の指導のもと、歯科医師あるいは薬剤師が、薬剤の処方、調剤、計量を行い、施設において厳重に管理する。

家庭で実施する場合は、歯科医師の指示のもと、保護者が薬剤を管理する。

3) インフォームド・コンセント

フッ化物洗口を実施する場合には、本人あるいは保護者に対して、具体的方法、期待される効果、安全性について十分に説明した後、同意を得て行う。

4) フッ化物洗口の安全性

フッ化物洗口液の誤飲あるいは口腔内残留量と安全性

本法は、飲用してう蝕予防効果を期待する全身応用ではないが、たとえ誤って全量飲み込んだ場合でもただちに健康被害が発生することはないと考えられている方法であり、急性中毒と慢性中毒試験成績の両面からも理論上の安全性が確保されている。

① 急性中毒

通常の方法であれば、急性中毒の心配はない。

② 慢性中毒

過量摂取によるフッ化物の慢性中毒には、歯と骨のフッ素症がある。歯のフッ素症は、顎骨の中で歯が形成される時期に、長期間継続して過量のフッ化物が摂取されたときに発現する。フッ化物洗口を開始する時期が4歳であっても、永久歯の歯冠部は、ほぼできあがっており、口腔内の残留量が微量であるため、歯のフッ素症は発現しない。骨のフッ素症は、8 ppm以上の飲料水を20年以上飲み続けた場合に生じる症状であるので、フッ化物洗口のような微量な口腔内残留量の局所応用では発現することはない。

有病者に対するフッ化物洗口

フッ化物洗口は、うがいが適切に行われる限り、身体が弱い人や障害をもっている人が特にフッ化物の影響を受けやすいということはない。腎疾患の人にも、う蝕予防として奨められる方法である。また、アレルギーの原因となることもない。骨折、ガン、神経系および遺伝系の疾患との関連などは、水道水フッ化物添加（Fluoridation）地域のデータを基にした疫学調査等によって否定されている。

5. 「う蝕予防のためのフッ化物洗口実施マニュアル」

フッ化物応用に関する、より詳細な情報については、厚生労働科学研究「フッ化物応用に関する総合的研究」班が作成した「う蝕予防のためのフッ化物洗口実施マニュアル」を参照されたい。

フッ化物洗口実施状況(平成22年度)

市 町 名	実施施設数			実施人数	公費負担
	総実施施設数	保育園	幼稚園		
桑 名 市					
い な べ 市					
木 曾 岬 町	2	1	1	43	
東 員 町					
四 日 市 市	3		3	141	
菰 野 町					
朝 日 町					
川 越 町					
鈴 鹿 市	4	3	1	196	
亀 山 市	1		1	23	
津 市	4	4		103	
松 阪 市					
多 気 町					
明 和 町					
大 台 町	4	4		138	○
伊 勢 市	3	2	1	257	
鳥 羽 市	1		1	59	○
志 摩 市	16	11	5	359	○
玉 城 町	4	4		331	○
南 伊 勢 町					
大 紀 町					
度 会 町					
伊 賀 市	5	5		98	
名 張 市	1	1		16	
尾 鷲 市	2	2		60	
紀 北 町	4	4		82	
熊 野 市					
御 浜 町					
紀 宝 町					
三 重 県	54施設	41施設	13施設	1906人	4市町

フッ化物洗口実施施設数年次推移

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
施設数(施設)	2	7	11	26	37	44	48	54
実施人数(人)	55	135	229	913	1461	1568	1727	1906

日本における施設での集団応用フツッ化物洗口実態調査

(NPO法人日本むし歯予防フツッ素推進会議・WHO口腔保健協力センター・財団法人6020推進財団共同調査 2010年3月現在)

都道府県名	施設数					施設実施率	人数					合計	人数実施率
	保育所	幼稚園	小学校	中学校	特別支援学校等		保育所	幼稚園	小学校	中学校	特別支援学校等		
北海道	105	40	32	4	6	5.5%	2,842	3,102	3,903	76	375	10,298	2.0%
青森	21	4	9	5	0	3.4%	608	386	2,776	1,385	0	5,135	3.4%
岩手	71	18	19	2	4	10.3%	1,338	586	1,114	171	33	3,242	2.4%
宮城	81	48	2	0	1	9.8%	3,632	5,478	194	0	32	9,338	4.0%
秋田	112	26	93	43	1	38.9%	1,985	735	13,478	6,197	17	22,412	21.8%
山形	40	11	54	8	1	13.9%	1,212	762	7,991	913	23	10,901	9.2%
福島	14	16	41	10	0	5.5%	448	937	7,833	1,510	0	10,728	4.9%
茨城	3	1	1	0	0	0.3%	135	40	383	0	0	558	0.2%
栃木	3	4	82	15	0	9.2%	120	424	11,230	3,876	0	15,850	7.4%
群馬	49	21	8	0	2	6.8%	1,838	1,028	878	0	22	3,766	1.7%
埼玉	40	19	24	4	4	3.2%	1,718	2,898	7,393	980	162	12,951	1.8%
千葉	32	41	26	4	0	4.0%	1,185	3,214	3,857	355	0	8,611	1.4%
東京	1	0	2	1	0	0.1%	52	0	268	47	0	367	0.0%
神奈川	17	3	0	0	0	0.6%	679	422	0	0	0	1,101	0.1%
新潟	462	44	328	71	3	54.0%	16,597	2,361	58,487	13,023	34	90,502	37.2%
富山	103	23	86	18	0	32.7%	3,851	921	23,738	4,067	0	32,577	28.7%
石川	35	0	0	0	0	4.5%	1,105	0	0	0	0	1,105	0.9%
福井	14	2	4	0	0	2.9%	453	22	233	0	0	708	0.8%
長野	64	8	58	17	0	11.1%	2,157	379	15,538	6,536	0	24,610	10.4%
山梨	8	3	4	2	0	2.7%	204	172	274	80	0	730	0.8%
岐阜	53	18	87	17	0	14.4%	1,479	563	21,483	5,404	0	28,929	12.5%
静岡県	295	157	80	8	3	28.1%	11,831	9,825	14,735	3,017	1286	40,694	10.3%
愛知県	307	74	278	7	0	21.2%	10,166	5,145	91,932	2,147	0	109,390	13.5%
三重	36	12	0	0	0	3.7%	1,037	890	0	0	0	1,727	0.9%
滋賀	43	28	27	2	0	12.7%	1,571	1,776	7,951	529	0	11,827	7.4%
京都	40	10	276	5	5	25.1%	826	384	82,464	247	377	84,298	32.5%
大阪	0	4	1	0	0	0.1%	0	415	83	0	0	498	0.1%
兵庫	212	49	0	0	0	9.1%	6,225	2,928	0	0	0	11,153	1.9%
奈良	7	15	6	2	0	4.1%	288	1,284	1,243	34	0	2,809	1.9%
和歌山	14	1	85	10	0	14.2%	307	59	10,937	578	0	11,881	11.2%
鳥取	43	4	2	1	0	10.9%	1,541	83	151	75	0	1,850	3.0%
島根	52	11	134	29	0	29.9%	1,080	254	12,241	3,407	0	16,962	23.1%
岡山	0	5	10	0	0	1.1%	0	223	3,013	0	0	3,236	1.6%
広島	39	3	6	1	1	2.8%	1,129	39	329	9	250	1,756	0.6%
山口	46	22	122	27	1	20.7%	1,460	1,255	29,804	3,928	78	36,625	25.2%
徳島	1	1	3	1	0	0.7%	6	1	66	25	0	98	0.1%
香川	16	23	59	13	1	16.7%	722	848	11,589	3,231	76	16,466	15.5%
愛媛	25	9	108	14	0	15.3%	529	492	17,481	2,463	0	20,985	14.2%
高松	34	7	15	3	1	7.9%	704	119	895	231	82	2,031	2.7%
福岡	12	11	2	0	0	1.0%	633	928	512	0	0	2,073	0.4%
佐賀	205	68	169	24	0	75.5%	9,065	4,561	45,282	2,460	0	61,368	62.9%
長崎	120	42	16	8	2	15.1%	3,916	3,220	1,951	44	124	9,255	6.0%
熊本	275	35	3	2	3	23.4%	9,072	2,119	367	182	85	11,805	6.1%
大分	37	6	1	1	0	4.5%	1,137	376	83	59	0	1,655	1.4%
宮崎	171	38	10	3	1	23.4%	5,074	2,079	1,342	314	43	8,852	7.2%
鹿児島	155	29	7	0	1	12.1%	4,303	1,642	507	0	389	6,841	3.8%
沖縄	141	12	11	6	0	15.8%	5,384	247	1,138	495	0	7,264	4.0%
合計	3,654	1,024	2,388	386	46	10.7%	123,604	65,182	517,247	68,085	3,488	777,596	6.0%
(全国総数)	22,250	13,516	22,258	10,906	1,030		1,095,808	1,214,345	7,063,606	3,612,747	61,858	13,046,364	
(施設別実施率(%))	16.4	7.6	10.6	3.5	4.5		11.3	5.4	7.3	1.9	5.6	6.0	

都道府県別でのフッ化物洗口実施の市(特別)区町村数

(NPO法人日本むし歯むし歯予防フッ素推進会議・WHO口腔保健協力センター・財団法人8020推進財団共同調査 2010年3月現在)

都道府県	市区町村数*	F洗口実施 市区町村数	(実施率)	** 都道府県	市区町村数	F洗口実施 市区町村数	(実施率)	都道府県	市区町村数	F洗口実施 市区町村数	(実施率)
北海道	179	28	15.6%	石川	19	4	21.1%	山	27	1	3.7%
青森	40	6	15.0%	福井	17	8	47.1%	島	23	8	34.8%
岩手	34	15	44.1%	長野	77	13	16.9%	口	19	13	68.4%
宮城	35	13	37.1%	山梨	27	3	11.1%	山	24	2	8.3%
秋田	25	18	72.0%	岐阜	42	23	54.8%	川	17	16	94.1%
山形	35	19	54.3%	静岡	35	26	74.3%	愛	20	18	90.0%
福島	59	15	25.4%	愛三	57	47	82.5%	高	34	15	44.1%
茨城	44	3	6.8%	滋京	29	13	44.8%	福	60	7	11.7%
栃木	27	13	48.1%	大	19	8	42.1%	佐	20	19	95.0%
群馬	35	14	40.0%	兵	26	10	38.5%	長	21	12	57.1%
東京都	64	30	46.9%	都	43	2	4.7%	賀	45	35	77.8%
千葉県	54	15	27.8%	阪	41	8	19.5%	崎	18	13	72.2%
東京都	62	2	3.2%	廬	39	13	33.3%	本	26	23	88.5%
神奈川県	33	3	9.1%	良	30	19	63.3%	分	43	30	69.8%
新潟	30	28	93.3%	和	19	11	57.9%	崎	41	21	51.2%
富山	15	10	66.7%	歌	21	17	81.0%	島	41	21	51.2%
				山				沖	690	690	39.4%
				根				繩	1,750	1,750	39.4%
								Total			

* 各都道府県の市(特別)区町村数(2010年3月末現在)

** 各都道府県での市(特別)区町村におけるフッ化物洗口実施率(%)

23特別区を含む

健康増進法に基づく歯周疾患検診受診者数、市町、指導区分

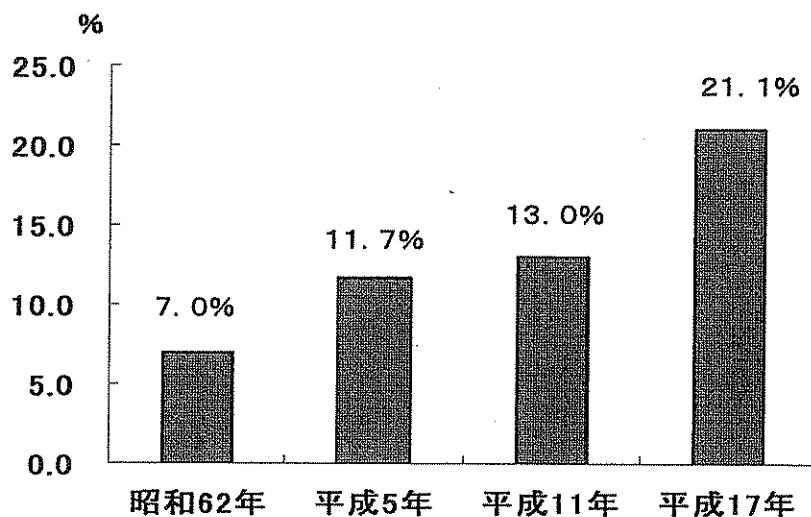
	総数	40歳	50歳	60歳	70歳	要精検者	要指導者	異常認めず
全 国	225,158	59,940	42,483	66,046	56,689	175,301	20,355	28,142
三 重 県	2,745	728	674	791	552	2,315	168	262
津 市	407	203	204	-	-	318	40	49
四日市市	960	227	178	280	275	862	42	56
伊勢市	600	116	126	221	137	543	26	31
松阪市	40	13	10	9	8	37	2	1
桑名市	-	-	-	-	-	-	-	-
鈴鹿市	-	-	-	-	-	-	-	-
名張市	657	145	140	252	120	501	51	105
尾鷲市	-	-	-	-	-	-	-	-
亀山市	-	-	-	-	-	-	-	-
鳥羽市	12	4	5	3	-	9	2	1
熊野市	-	-	-	-	-	-	-	-
いなべ市	-	-	-	-	-	-	-	-
志摩市	-	-	-	-	-	-	-	-
伊賀市	8	3	-	3	2	-	4	4
木曾岬町	-	-	-	-	-	-	-	-
東員町	-	-	-	-	-	-	-	-
菰野町	-	-	-	-	-	-	-	-
朝日町	-	-	-	-	-	-	-	-
川越町	-	-	-	-	-	-	-	-
多気町	-	-	-	-	-	-	-	-
明和町	5	1	-	3	1	5	-	-
大台町	2	-	1	-	1	1	-	1
玉城町	-	-	-	-	-	-	-	-
度会町	-	-	-	-	-	-	-	-
大紀町	7	1	-	6	-	6	-	1
南伊勢町	-	-	-	-	-	-	-	-
紀北町	8	8	-	-	-	-	-	8
御浜町	-	-	-	-	-	-	-	-
紀宝町	39	7	10	14	8	33	1	5

平成21年度地域保健・健康増進事業報告(健康増進編):厚生労働省

歯周疾患検診実施状況

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
受診者数	684	1,500	1,527	1,526	1,714	2,745
実施市町数	10	10	10	9	8	12

80歳で20本歯のある人の割合



平成17年度歯科疾患実態調査

介護予防サービス届出居宅介護支援事業所数

	年度	事業所数	運動加算届提出	栄養加算届提出	口腔加算届提出
介護予防 通所介護	H21(5月)	518	185(35.7%)	33(6.4%)	101(19.5%)
	H22 (10月)	576	212(36.8%)	31(5.4%)	106(18.4%)
	H23 (10月)	646	241(37.3%)	27(4.2%)	101(15.6%)
介護予防 リハビリ	H21(5月)	104	83(79.8%)	48(46.2%)	52(50.0%)
	H22 (10月)	113	92(81.4%)	53(46.9%)	55(48.7%)
	H23 (10月)	118	96(81.4%)	54(45.8%)	56(47.5%)
合計	H21(5月)	622	268(43.1%)	81(13.0%)	153(24.6%)
	H22 (10月)	689	304(44.1%)	84(12.2%)	161(23.4%)
	H23 (10月)	764	337(44.1%)	81(10.6%)	157(20.5%)

障がい（児）者歯科ネットワーク

みえ歯ートネットについて



障がいのある皆様がより身近なところで歯科治療を受けていただけるように、また、必要に応じてより専門的な歯科治療を受けていただけるように、お手伝いするネットワークです。

協力歯科医院とは

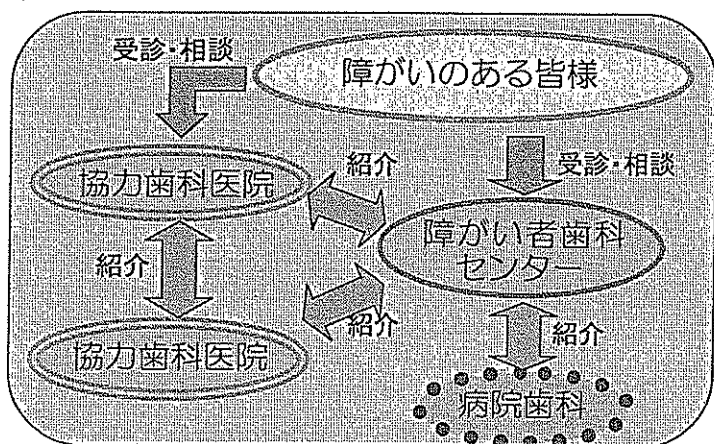
身近なかかりつけ歯科医として、皆様の歯科治療・定期的なケア・相談窓口を行う歯科医院です。そのために研修を受け、より良い治療ができるように努めます。

なお、協力歯科医院によって、対応できる障がいの程度や治療が異なります。

*協力歯科医院以外の歯科医院でも、もちろん従来どおり受診できます。

主な活動（歯科診療ネットワーク）

地域で障がいのある皆様が、安心して利便性良く歯科受診できるよう、障がいの程度や治療の内容に応じて、県内障がい者歯科センターと協力歯科医院とが連携して必要な歯科医療を提供します。



みえ歯ートネット活用方法

- ①協力歯科医院名簿を参考に、希望される歯科医院をお決めください。
- ②事前に電話などで、直接、歯科医院にお問合せください。障がいの程度や、受診の理由などを伝えるとよいでしょう。

みえ歯ートネット活用上の留意点

- 協力歯科医院では、受診された時に、障がいの程度やお口の中の状況を見て、自分の歯科医院で治療が行えるかどうか判断します。
- 自分の歯科医院で治療が行えない場合は、別の歯科医院や、障がい者歯科センターを紹介することがあります。
- 障がい者歯科センターにおいて、治療が行えない場合は、病院歯科・口腔外科に紹介することがあります。

地域		協力歯科医院数
桑名	桑名市	10件
	いなべ市	1件
	員弁郡	3件
四日市	四日市市	18件
	三重郡	5件
鈴鹿	鈴鹿市	9件
亀山	亀山市	3件
津	津市	19件
松阪	松阪市	9件
	多気郡	4件
度伊勢	伊勢市	16件
	度会郡	5件
志摩	鳥羽市	1件
	志摩市	4件
尾鷲	北牟婁郡	2件
	熊野市	3件
南紀	南牟婁郡	2件
	伊賀市	9件
伊賀	名張市	3件
	総数	126件

三重県及び市町歯科保健技術職員配置状況

市町村名	管轄人口(人)	常勤職員数(人)		非常勤職員数(人)	
		歯科医師	歯科衛生士	歯科医師	歯科衛生士
桑名市	140,319		1		
いなべ市	45,647				
木曾岬町	6,855				
東員町	25,562				
四日市市	307,576		1	1	
菰野町	39,969				
朝日町	9,736				
川越町	14,052				
鈴鹿市	198,501				
亀山市	50,755				1
津市	284,494		1		
松阪市	167,740		1		
多気町	15,389				
明和町	22,763				
大台町	10,340				
伊勢市	129,919		1		1
鳥羽市	21,165				
志摩市	54,211		1		
玉城町	15,304				
南伊勢町	14,567				
大紀町	9,781				
度会町	8,664				
伊賀市	96,653				
名張市	79,896		1		
尾鷲市	19,691				
紀北町	18,442				
熊野市	19,192				
御浜町	9,244				
紀宝町	11,746				1
市町計	1,848,173		7	1	3
三重県		2			
県市町計		2	7	1	3

(平成23年4月1日現在)

三重県歯科保健医療対策体系(平成23年度)

	事業名	主な実施機関
母子 歯科保健対策	母と子のよい歯のコンクール 妊婦歯科保健教室、妊婦歯科健康診査 母子歯科保健指導 1歳6ヶ月児、3歳児歯科健康診査 2歳児、2歳6ヶ月児の歯科健康診査 4,10ヶ月児、7,8ヶ月児、1歳児歯科保健指導 幼稚園・保育園でのフッ化物洗口 幼稚園、保育園での歯科保健指導 フッ化物塗布事業 子育て支援事業 保育所での定期歯科健康診査 食育の推進	県、市町、歯科医師会 市町 市町 市町 市町 市町 県、市町、歯科医師会 県、市町、歯科医師会 市町 県、市町、歯科医師会 市町 県、県教育委員会、市町、歯科医師会、栄養士会
学校 歯科保健対策	就学時歯科健康診査 幼稚園、小・中学校での定期歯科健康診査 幼稚園・小・中学校での歯科保健指導 学校歯科保健推進事業 よい歯の学校表彰 子育て支援事業 児童・生徒のよい歯のコンクール 歯と口の健康の図画・ポスターコンクール 学校歯科衛生大会 歯科健康診査データ集約システム 食育の推進	市町教育委員会 市町教育委員会、市町、歯科医師会 市町教育委員会、県、市町、歯科医師会、歯科衛生士会 県、歯科医師会 県教育委員会、歯科医師会 県、県教育委員会、歯科医師会 県教育委員会、歯科医師会 県教育委員会、歯科医師会 県教育委員会、歯科医師会 県、歯科医師会 県、県教育委員会、市町、歯科医師会、栄養士会
成人 歯科保健対策	歯の健康相談、歯の健康教育 健康増進法による40、50、60、70歳の歯周疾患検診 歯周疾患予防対策事業 歯の健康相談 へき地訪問歯科診療	市町 市町 県、歯科医師会 県、歯科衛生士会 市町、歯科医師会
高齢者 歯科保健対策	在宅歯科医療連携室事業 介護予防事業での口腔機能向上サービス 訪問口腔衛生指導 歯科訪問診療 へき地訪問歯科診療 8020よい歯のコンクール	県、歯科医師会 市町 市町 市町、歯科医師会 市町、歯科医師会 歯科医師会
産業 歯科保健対策	事業所歯科健康診査・歯科保健指導	事業主、健康保険組合、歯科医師会
障がい者(児) 歯科保健対策	みえ歯ートネット事業 障がい児(者)歯科診療事業 障害者施設での歯科保健教室 歯科訪問診療	県、歯科医師会、障がい者支援団体 県、市、歯科医師会 市町 市町、歯科医師会
体制整備	三重県8020運動推進協議会 地域8020運動推進協議会 市町歯科保健担当者会議 市町歯科保健対策推進会議 歯科保健計画の策定 三重県8020推進員登録システム	県 県、歯科医師会 県、市町 市町 県、市町 県、歯科医師会
普及・啓発	歯の衛生週間事業(6/4~6/10) 新聞、テレビ、ラジオでの啓発 リーフレット、マニュアル等の作成配布 広報での歯の健康情報の掲載 三重県歯科保健大会 健康まつり等での歯科健康診査・健康相談 出前トーク 歯科保健功労者表彰	県、市町、歯科医師会 県、市町、歯科医師会 県、市町、歯科医師会 市町 県、歯科医師会 市町、歯科医師会 県 県
研修	地域歯科保健研修会 8020推進員研修会 子どものお口の健康づくり学習会など	県、歯科医師会 県、歯科医師会 市町

参考資料

市町での歯科保健状況

健康福祉部

桑名市

1 歯の健康指標設定状況

歯の健康指標	現状値	年度	目標値	達成年度
う歯のない幼児(3歳児)の増加	69.80%	17年度	80.0%以上	28年度
定期的な歯科検診受診者の増加(1年に1回以上)	21.00%	17年度	30.0%以上	28年度
歯間清掃器具を使用する人の増加(40歳代)	21.10%	17年度	50.0%以上	28年度
歯間清掃器具を使用する人の増加(50歳代)	22.80%	17年度	50.0%以上	28年度
毎食後歯みがきをする人の増加(1日3回以上)	72.20%	17年度	95%以上	28年度

2 歯科保健医療対策体系

母子歯科保健対策	母子健康手帳の交付 母と子のよい歯のコンクール マタニティセミナー 歯科保健教室 幼児歯科検診およびフッ素塗布助成事業 1歳6か月児、3歳児健康診査 子育て支援事業
学校歯科保健対策	小学校歯科保健教育
成人歯科保健対策	成人歯科検診 特定保健指導での歯科保健教育 歯科健康相談 歯科健康教育
高齢者歯科保健対策	歯つらつ相談 お口いきいき教室
産業歯科保健対策	
障がい者(児)歯科保健対策	
体制整備	
普及・啓発	健康福祉フェスティバルでの歯科保健相談 すこやかフェスタでの歯科検診 各種がん検診・予防接種案内通知に歯科健康教育チラシの同封
研修	

3 平成22年度歯科保健事業実施状況

事業名	内容			回数	対象者	集団 個別	参加延 べ人数	1回にかかるとる従事者数(人)					個人負担 (円)	委託	他事業との関連
	検診	教育	相談 予防					歯科医師	歯科衛生士	保健師	栄養士	その他			
1歳6か月児健康診査	○	○	○	32	1歳6か月児	集団	1196	1	2	5	2	5			
3歳児健康診査	○	○	○	32	3歳4～6か月児	集団	1264	1	2	5	2	5			
歯科保健教室	○	○	○	8	2歳児と保護者	集団	398		6	2					
桑陽子育て支援センター	○	○	○	1	未就園児と保護者	集団	42		1						
長島子育て支援センター	○	○	○	1	未就園児と保護者	集団	42		1						
久米地区園庭解放	○	○	○	1	未就園児と保護者	集団	21		1	1					
大成地区 ふれあい親子	○	○	○	1	未就園児と保護者	集団	44		1	1					
日進地区 ワイワイ親子	○	○	○	1	未就園児と保護者	集団	25		1	1					
修徳地区 ニコニコキッズ	○	○	○	1	未就園児と保護者	集団	40		1	1					
野田地区	○	○	○	1	未就園児と保護者	集団	36		1						
子育て支え合い広場inくわな	○	○	○	2	未就園児と保護者	集団	174		1	2		20			
マタニティセミナー(健康教育)	○	○	○	6	妊婦とその家族	集団	325		1	4					
マタニティセミナー(歯科検診)	○	○	○	4	妊婦	集団	120	1	1						
マタニティセミナー(TBI実施)	○	○	○	2	妊婦とその家族	集団	57		1						
幼児歯科検診及びブツ素塗布事業	○	○	○		2歳～3歳	個別	1577						あり	○	
精養小学校歯科保健教育		○		1	1年生	集団	35		1			2			
深谷小学校歯科保健教育		○		1	1年生	集団	34		1			2			
多度南小学校歯科保健教育		○		1	1年生	集団	15		1			3			
益世小学校歯科保健教育		○		1	1年生	集団	67		1			2			
特定保健指導歯科保健教育		○		2	教室参加者	集団	9		1	2		2			
ミラーの会歯科健康教育		○		5	教室参加者	集団	147		1						
大山田健康教室		○		1	教室参加者	集団	6		1			1			
お口いきいき教室		○		9	一般高齢者	集団	230		1	1		4			
歯つらつ相談		○		27	特定高齢者	個別	27		1						
健康福祉フェスティバル(歯科相談等)		○		1	一般市民	集団	199	4	5						
すこやかフェスタ 2010		○		1	一般市民	集団	44	2	2	1					

妊産婦・乳幼児期

学齢期

成人期

高齢期

その他

いなべ市

1 歯の健康指標設定状況

歯の健康指標	現状値	年度	目標値	達成年度
1歳6か月児健診での1人あたりのう歯本数	0.03本	22年度	減少	
1歳6か月児健診でのう蝕有病者率	1.32%	22年度	減少	
3歳6か月児健診での1人あたりのう歯本数	0.77本	22年度	減少	
3歳6か月児健診での1人う蝕有病者率	26.29%	22年度	減少	
2歳児歯科教室の受診者数	22.60%	22年度	増加	
幼児歯科定期健診及びフッ素塗布受診者の向上				

2 歯科保健医療対策体系

母子歯科保健対策	母子健康手帳の交付 こんにちは赤ちゃん訪問事業での啓発 育児相談でのむし歯予防啓発 離乳食教室でのむし歯予防の話 子育て支援センターでの健康教育(保健師・栄養士) 子育てランドでの健康教育(保健師) 食育親子講座 1歳6か月児・3歳6か月児健康診査 1歳6か月児健康診査時に、歯科衛生士による歯科指導 2歳児歯科教室 幼児歯科定期健診及びフッ素塗布助成事業 母とよい歯のコンクール 保育所(園)歯科健康診査
学校歯科保健対策	小学校・中学校における歯科健診・歯科保健指導 児童・生徒の定期歯科健康診査 児童・生徒のよい歯のコンクール 歯みがき強化週間において保健委員の活用
成人歯科保健対策	健康増進法による健康手帳の交付
高齢者歯科保健対策	介護予防事業での口腔機能向上の健康教育
産業歯科保健対策	
障がい者(児)歯科保健対策	みえ歯ートネットの啓発
体制整備	健康づくり推進協議会の委員に歯科医師1名委嘱
普及・啓発	母子保健事業健康教育のパンフレット作成 歯の衛生週間事業ポスター 1歳6か月児・3歳6か月児健康診査や、教室で祖父母向けチラシの配布 保育所(園)だよりで、むし歯予防について掲載 むし歯のない子や、治療した子どもの掲示(小学校) 8020運動の周知
研修	食生活改善推進協議会会員育成研修

木曾岬町

1 歯の健康指標設定状況

歯の健康指標	現状値	年度	目標値	達成年度
3歳児の1人平均むし歯本数を1本にする	0.6本	22年度	1本	22年度達成
哺乳瓶にジュースを入れて飲む子を減らそう	17.80%	17年度	10%	
フッ素塗布を継続して受ける子を増やそう	47.80%	17年度	80%	
甘い味を覚える時期が2歳より遅い子を増やそう	15.60%	17年度	40%	

2 歯科保健医療対策体系

母子歯科保健対策	母子健康手帳の交付(キシリトールガム配布・町の取り組み紹介) 母と子のよい歯のコンクール 乳幼児歯科保健指導(哺乳瓶ジュース・おやつ・フッ素塗布に着目) 1歳半健診・3歳児健診 2歳児はみがき教室 集団フッ素塗布事業・個別フッ素塗布事業
学校歯科保健対策	歯科検診 給食後の歯みがき実施
成人歯科保健対策	健康増進法による健康手帳の交付
高齢者歯科保健対策	地域支援事業の介護予防事業 ・特定高齢者「お口の元気アップ教室」「お口の健康相談・訪問」
産業歯科保健対策	
障がい者(児)歯科保健対策	
体制整備	健康づくり推進協議会
普及・啓発	広報での歯の健康情報の掲載 保健センター等への啓発ポスター掲示 保育園・幼稚園での歯科保健指導・パンフレットの配布
研修	

東 員 町

1 歯の健康指標設定状況

歯の健康指標	現状値	年度	目標値	達成年度
3歳児の一人平均むし歯本数の減少	0.887本	21年度	0.550本	32年度

2 歯科保健医療対策体系

母子歯科保健対策	母子健康手帳交付: 歯科健診の必要性について説明、勧奨 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査: 歯科健診及び保健指導 育児相談: 口腔衛生相談 個別歯科健康診査事業: 歯科衛生士によるブラッシング指導含む 歯科健診及びフッ素塗布助成事業: 1人当たり2回まで、1回につき1000円助成 母と子のよい歯のコンクール
学校歯科保健対策	就学児健康診断における歯科健診 児童・生徒の定期健康診断における歯科健診 歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール実施
成人歯科保健対策	
高齢者歯科保健対策	二次予防対象者のための歯科衛生士による個別歯科指導と集団歯科教室
産業歯科保健対策	
障がい者(児)歯科保健対策	
体制整備	
普及・啓発	庁舎内・保健福祉センターに歯の衛生週間と8020運動に関するポスター掲示 広報にて歯の衛生週間PR
研修	

四日市市

1 歯の健康指標設定状況

歯の健康指標	現状値	年度	目標値	達成年度
う歯のない3歳児の割合	77.60%	20年度	80.00%	24年度

2 歯科保健医療対策体系

母子歯科保健対策	母子健康手帳の交付 妊婦歯科教室 1歳6か月児・3歳児健康診査 幼児歯みがき教室 母子歯科保健教室(たんぼぼ運動) 保育所・幼稚園における歯科健診
学校歯科保健対策	小学校・中学校における歯科健診・歯科保健指導
成人歯科保健対策	健康増進法による健康手帳の交付 40・50・60・70歳の節目歯周病歯科健診
高齢者歯科保健対策	介護予防事業での口腔機能向上事業
産業歯科保健対策	
障がい者(児)歯科保健対策	障がい者(児)歯科診療
体制整備	一市三町連絡協議会 四日市市歯科医療センター運営委員会
普及・啓発	健康フェスティバルでの歯の健康相談
研修	

菰野町

1 歯の健康指標設定状況

歯の健康指標	現状値	年度	目標値	達成年度
う歯のない3歳児の増加(有病率の低下)	80.10%	21年度	現状維持 増加傾向	26年度

2 歯科保健医療対策体系

母子歯科保健対策	<p>母と子のよい歯のコンクール</p> <p>母子健康手帳の交付時の指導</p> <p>母子保健教室(赤ちゃん歯磨きファーストレッスン、にこにこ歯磨きレッスン)</p> <p>乳幼児歯科相談</p> <p>1歳6ヶ月児健診・歯科相談</p> <p>2歳6ヶ月児健診・(フッ素塗布)</p> <p>3歳児健診</p>
学校歯科保健対策	<p>歯科健診時の個別検診</p> <p>学校保健委員会への参加</p> <p>校医を通してから四日市歯科医師会の「歯磨き指導」参加</p>
成人歯科保健対策	<p>特定保健指導 歯科教室</p> <p>メタボ予防及び悪化防止教室(歯科教室)</p> <p>集団検診時の歯に関するパンフレット設置</p>
高齢者歯科保健対策	<p>介護予防教室 歯科教室</p>
産業歯科保健対策	
障がい者(児)歯科保健対策	
体制整備	<p>三泗地域連絡会(四日市歯科医師会管内)</p>
普及・啓発	<p>歯の衛生週間にポスター貼付、防災無線での周知</p>
研修	

朝日町

1 歯の健康指標設定状況

歯の健康指標	現状値	年度	目標値	達成年度

2 歯科保健医療対策体系

母子歯科保健対策	母子健康手帳の配布 母と子のよい歯のコンクール 1歳6ヶ月児健康診査 2歳半歯科健康診査 3歳6ヶ月児健康診査 7・8ヶ月児相談時、乳歯のケアについて集団指導
学校歯科保健対策	小学校・中学校における歯科健診・歯科保健指導
成人歯科保健対策	特定保健指導
高齢者歯科保健対策	介護予防教室として歯科衛生士によるハハハの歯つらつ教室実施 歯科医師会依頼による8020運動の周知
産業歯科保健対策	
障がい者(児)歯科保健対策	
体制整備	健康づくり推進協議会(学識経験者として委員に歯科医師1名) 一市三町連絡協議会
普及・啓発	役場庁舎内、保健福祉センター内にポスター掲示 広報で歯の健康づくりをPR
研修	

川 越 町

1 歯の健康指標設定状況

歯の健康指標	現状値	年度	目標値	達成年度

2 歯科保健医療対策体系

母子歯科保健対策	<p>母子手帳交付時から幼児期を通じ、健やかな歯を保つために一環した指導を実施。 保健師・栄養士及び歯科衛生士の協力のもと、生活指導や歯みがき指導を行う。</p> <p>妊婦教室 離乳食教室 1歳児歯科教室(歯っぴーキッズ) 育児相談 1歳半健診・3歳半健診 2歳半歯科検診(無料でフッ素塗布実施) 『母と子のよい歯のコンクール』選出</p>
学校歯科保健対策	<p>定期健康診断の学校歯科医による歯科検診 ほけんだより等による歯科保健指導 食育を通して噛むことの重要性を関連付けた歯科保健指導 学校歯科医、歯科衛生士の協力による歯みがき指導</p>
成人歯科保健対策	<p>一般健康診査・日帰り人間ドック受診後の保健指導時における歯科指導。 特定保健指導時の指導を実施。</p>
高齢者歯科保健対策	<p>介護予防事業の一環として、二次予防事業対象者(特定高齢者)を中心として 一般高齢者を対象に、歯科保健教室を実施。 8020運動の周知</p>
産業歯科保健対策	
障がい者(児)歯科保健対策	
体制整備	<p>健康づくり推進協議会(学識経験者として委員に歯科医師1名) 1市3町連絡協議会</p>
普及・啓発	<p>広報・ケーブルテレビでの歯の健康づくりをPR</p>
研修	

鈴 鹿 市

1 歯の健康指標設定状況

歯の健康指標	現状値	年度	目標値	達成年度
う歯のない幼児(3歳)	71.9%	21年度	78%以上	30年度
定期健診を受けている人	42.7%	21年度	65.7%	30年度
かかりつけ歯科医がいる人	65.7%	21年度	74.4%	30年度

2 歯科保健医療対策体系

母子歯科保健対策	母子健康手帳の交付 1歳6カ月児健康診査(健診・集団指導) 3歳児健康診査(健診) すくすくファミリー教室(虫歯予防コース) 母と子のよい歯のコンクール 健康教育(依頼) 公立保育所の歯科健診 私立保育所の歯科健診 公私立保育所における保健師などによる歯みがき指導
学校歯科保健対策	学校歯科健診及び健診後の処置報告書の提出の推進 就学時健康診断 よい歯の児童生徒審査及び表彰 歯・口の健康に関する図画ポスターコンクールの実施 学校歯科保健に関するアンケートの実施 ブラッシングなどの歯科保健指導(学校, 学校歯科医, 歯科衛生士)
成人歯科保健対策	歯周病検診
高齢者歯科保健対策	介護予防一次予防事業 介護予防二次予防事業 8020運動事業(表彰)
産業歯科保健対策	
障がい者(児)歯科保健対策	
体制整備	地域8020運動推進協議会
普及・啓発	歯の衛生週間事業(歯の無料健診・相談事業・お口の健康チェック) 歯の衛生週間ポスター掲示 健康増進普及事業(救急・健康フェア)における歯科相談等 母子健康手帳交付時に虫歯予防のチラシを配布
研修	

亀山市

1 歯の健康指標設定状況

歯の健康指標	現状値	年度	目標値	達成年度
むし歯や歯周病(歯肉炎など)の治療や健診を早めに受けさせる保護者	62.5%	22年度	増加	28年度
むし歯や歯周病(歯肉炎など)の治療や健診を早めに受ける市民	54.8%	22年度	増加	28年度

2 歯科保健医療対策体系

母子歯科保健対策	<p>育児相談:乳幼児期(歯科衛生士の個別相談)</p> <p>歯科保健教室:2歳児の歯科健診および保健指導</p> <p>1歳6か月児健診・3歳児健診:歯科健診及び保健指導</p> <p>妊婦教室:妊娠中における歯の健康についての講話</p> <p>ぽっぽクラブ親子教室:幼児期の歯の健康についての講話</p> <p>母と子のよい歯のコンクール</p>
学校歯科保健対策	<p>小・中学校での歯科検診・歯磨き指導</p> <p>よい歯の児童・生徒の審査及び表彰</p> <p>歯・口の健康に関する図画ポスターのコンクール</p>
成人歯科保健対策	<p>歯周病検診:30・40・50・60・70歳対象。検診及び保健指導</p> <p>あいあいまつり:歯科健診及び個別相談・お口の健康づくりの啓発等</p>
高齢者歯科保健対策	<p>在宅訪問歯科健診:40歳以上で在寝たきり状態の人通院不可能な人を対象に、 歯科健診及び保健指導</p> <p>出張健康福祉講座:「歯つらつ健康体操」歯の健康づくりに関する講話</p> <p>2次予防事業:口腔器の機能向上事業</p>
産業歯科保健対策	
障がい者(児)歯科保健対策	
体制整備	
普及・啓発	<p>広報・健康づくりのてびき:奥の健康づくりに関する情報提供</p>
研修	

津 市

1 歯の健康指標設定状況

歯の健康指標	現状値	年度	目標値	達成年度
むし歯のない子どもの割合 3歳	75.60%	22年度	80%以上	23年度
むし歯のない子どもの割合 12歳	38.64%	22年度	50%以上	23年度
12歳歯周病罹患率	3.11%	22年度	5%以下	23年度
歯磨きを1日2回以上する人の割合	61.30%	16年度	95%以上	23年度
妊娠中の歯科健診受診率	37.69%	22年度	30%以上	23年度

2 歯科保健医療対策体系

母子歯科保健対策	1歳6か月児・3歳児歯科診査、口腔衛生指導 2歳児歯科教室 妊婦教室での歯科健康教育 歯の健康展(親と子のよい歯のコンクール、歯科相談、口腔衛生指導、フッ化物塗布) 乳幼児健康相談での口腔衛生相談 すこやか親子サロン等での歯科健康教育 保育園での歯科健康診断(年1回) 保育園での歯科衛生、歯磨き指導
学校歯科保健対策	定期健康診断における歯科検診 学校歯科医、養護教諭、担任等による保健学習・保健指導
成人歯科保健対策	40歳・50歳の人を対象に歯周病検診を実施
高齢者歯科保健対策	二次予防事業対象者(口腔機能プログラム該当者)に対してお口につこり健康教室(通所型・訪問型)を実施
産業歯科保健対策	
障がい者(児)歯科保健対策	
体制整備	
普及・啓発	歯の健康展
研修	

3 平成22年度歯科保健事業実施状況

事業名	内容			回数	対象者	集団 個別	参加延 べ人数	1回にかかる従事者数(人)					個人負担 (円)	委託	他事業との関連		
	検診	教育	相談					予防	歯科医師	歯科衛生士	保健師	栄養士				その他	
																歯科	その他
1歳6か月児歯科健康診査	○				48	集団	2404	1~2	1~2								
1歳6か月児健康診査 口腔衛生指導		○	○		48	集団	2404	1~2	1~2								
3歳児歯科健康診査	○				48	集団	2373	1~2	1~2								
3歳児健康診査 口腔衛生指導		○	○		48	個別	1469	1~2	1~2								
2歳児歯科教室	○	○	○		6	集団	28	2	2	1		2~3					
マタニティ倶楽部		○	○	○	8	集団	83	1	2	1		2~3					
乳幼児口腔衛生相談			○		50	個別	502	1									
公立保育園歯科事業(26園)	○	○	○		年1回	集団	2,343	1					0	○(委嘱)			
私立保育園歯科事業(30園)	○	○	○		年1回	集団	2,940	1					0				
すこやか親子サロン	○	○	○		12	集団	529	1~2	1~2								
乳幼児健康相談		○	○		146	個別	517			2~6							
歯の健康展	○	○	○	○	1	個別	778	16	14	1	9	93					
歯科保健図画・ポスター募集		○			年1回	集団	2,123						0		歯の健康展		
よい歯の児童生徒審査		○			年1回	集団	79	81					0		歯の健康展		
小学校歯科検診	○				年1回	集団	14,972	1~2	0~1				0				
中学校歯科検診	○				年1回	集団	7,045	1~2	0~1				0				
歯の健康展	○	○	○	○	年1回	個別	560					20	0				
2歳児歯科教室		○			6	集団	28	1	2	1		2~3					
歯の健康展	○	○	○	○	1	個別	216	16	14	1	9	31					
歯周病検診	○				1	個別	526	1	1				500	○			
お口につこり健康教室(通所型)		○	○	○	108回	集団	411	0	1~2	0	0	0~2	0	○			
お口につこり健康教室(訪問型)		○	○	○	12回	個別	12	0	1	0	0	0	0	○			
歯の健康展	○	○	○	○	1	個別	38	16	14	1	9	40					
いきいき健康教室		○			3	集団	20	1	1	1~2							
元気づくり教室		○			80	集団	688	1	1	1~2							

松 阪 市

1 歯の健康指標設定状況

歯の健康指標	現状値	年度	目標値	達成年度
定期的に歯科受診している親子	25.20%	17年度	増加 (前進率12%)	22年度
むし歯のない3歳児	74.20%	17年度	70% (前進率10.9%)	22年度

2 歯科保健医療対策体系

母子歯科保健対策	育児サークルでの歯みがき指導 子育て支援センターでの歯みがき指導 保育園・幼稚園での歯科健診・歯みがき指導 妊婦への歯科健康教育 乳幼児への歯科健康教育・相談 1歳6ヶ月健康診査・3歳6ヶ月健康診査 母と子のよい歯のコンクール 電話相談 訪問指導
学校歯科保健対策	学校歯科医による歯科検診 むし歯の治療状況調査、治療勧奨をする。 児童・生徒・保護者を対象に、担任・養護教諭・学校歯科医・歯科衛生士等による指導、講演。
成人歯科保健対策	歯科健康教育・相談 電話相談 歯周病検診
高齢者歯科保健対策	8020コンクール 宅老所における介護予防教室 介護予防いきいきサポーター養成講座 二次予防事業対象者施策 一次予防事業対象者施策
産業歯科保健対策	
体制整備	地域8020運動推進協議会
普及・啓発	歯の健康まつり 健康フェスティバル ケーブルtvでの健康情報番組 商工会議所会報紙への健康情報の提供
研修	

3 平成22年度歯科保健事業実施状況

事業名	内容			回数	対象者	集団 個別	参加延 べ人数	1回にかかるとる従事者数(人)					個人負担 (円)	委託	他事業との関連
	検診	教育	相談 予防					歯科 医師	歯科 衛生士	保健師	栄養士	その他			
産婦・乳幼児期	歯科健康教育	○	○	14	乳幼児と保護者	集団	448		1				0		
	ピカピカ教室	○	○	5	乳幼児と保護者	集団	101		2				0		
	こどもはみがき相談	○	○	17	乳幼児と保護者	個別	185		2				0		
	パパママ教室	○	○	7	妊婦	集団	44		1				0		
	1. 6健康診査	○	○	41	1歳6ヶ月児と保護者	集団	1583	2	3				0		
	3. 6健康診査	○	○	41	3歳6ヶ月児と保護者	集団	1478	2	3				0		
	保育園歯科健康診断	○	○	32	公立(21園)、私立(11園) 保育園児(2~5歳児)	集団	2980	1					0		
	保育園はみがき指導	○	○	32	公立(21園)、私立(11園) 保育園児(3~5歳児)	集団	2322			1			0		
	幼稚園歯科健診	○	○	不明	幼稚園児	集団	不明	不明	不明				不明		
	幼稚園歯科健康教育	○	○	不明	小中学生・保護者	集団	不明	不明	不明				不明		
学 齢 期	歯科健康教育	○	○	1	小学生(2年生)	集団	32		1				0		
	歯科健診(教育委員会実施分)	○	○	13317	小中学校生徒	集団	48	不明	不明				0		
	歯科健康教育(教育委員会委託分)	○	○	不明	小中学校生徒	集団	不明	不明	不明				不明		
成 人 期	歯周病予防教室	○	○	2	20歳以上64歳以下	集団	12		1				0		
	歯周病検診	○	○		20歳以上70歳以下	個別	625						300	○	
	歯科健康教育	○	○	1	一般	集団	12		1						
高 齢 期	宅老所における介護予防教室	○	○	5	宅老所参加者	集団	86		1				0	○	
	介護予防いきいきサポーター養成講座	○	○	10	地域住民	集団	154		1				0	○	
	二次予防事業対象者施策	○	○	36	二次予防事業対象者	集団・個別	393		4				0	○	
	一次予防事業対象者施策	○	○	7	一次予防事業対象者	集団	117		2				0	○	
	歯の健康まつり	○	○	1	市民一般		1600						0	○	よい歯のコンクール
そ の 他	いきいき健康情報(ケーブルTV)	○	○	2	市民一般			1	1						
	部工芸協会の部はへの歯の健康情報掲載	○	○	1	商工会議所会員					1					

多 気 町

1 歯の健康指標設定状況

歯の健康指標	現状値	年度	目標値	達成年度
歯磨きを1日2回以上する人の割合	63.0%	21年度	80%以上	26年度
60-64歳で自分の歯が24本以上ある人の割合	39.5%	21年度	45%以上	26年度

2 歯科保健医療対策体系

母子歯科保健対策	1歳6ヶ月健診、3歳児健診において、歯科健診、ブラッシング指導、おやつ [※] の指導実施。 保育所歯科教室(保育所保育士実施) 父母歯科健診、父母歯科教育、ブラッシング指導実施
学校歯科保健対策	
成人歯科保健対策	成人歯科保健教室(健診、ブラッシング指導実施)
高齢者歯科保健対策	介護予防事業での口腔機能向上教室実施
産業歯科保健対策	
障がい者(児)歯科保健対策	
体制整備	健康づくり推進協議会歯科部会開催
普及・啓発	国保健康展 咀嚼力判定ガムを使っての口腔機能向上の啓発
研修	

明和町

1 歯の健康指標設定状況

歯の健康指標	現状値	年度	目標値	達成年度
虫歯のない1歳6ヶ月児の増加	96.45%	21年度	99%	23年度
虫歯のない3歳6ヶ月児の増加	60.66%	21年度	70%	23年度
1歳6ヶ月児の平均虫歯数の減少	0.08本	21年度	0.02本	23年度
3歳児の平均虫歯数の減少	1.60本	21年度	1本	23年度
歯周病健診の受診者の増加	5人	21年度	20人	23年度

2 歯科保健医療対策体系

母子歯科保健対策	<p>おひさまひろば: 就学前の子どもたちと保護者の集いの場で、歯科衛生士による講話、ブラッシング指導の実施。</p> <p>1歳半健診: 歯科医の健診。 その後歯科衛生士による個別ブラッシング指導、歯磨きの重要性や歯予防の話。</p> <p>2歳半のきょうしつ: 保育士によるエプロンシアター、ビデオを見ながらの歯磨き、保護者による仕上げ磨きの実施。保健師による講話にて歯発生の予防に努める。 歯科健康診査受診券の配布。</p> <p>3歳児健診: 歯科医による健診。 各保育所: 歯科衛生士によるブラッシング指導。</p>
学校歯科保健対策	
成人歯科保健対策	<p>歯周病検診: 生涯を通じて健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう壮年期からの歯の喪失を予防することを目的に実施。対象は40歳以上で全て無料。</p> <p>健康相談: 歯科衛生士による講話。唾液の重要性や、自分の歯で食べることの喜びや楽しみについて。</p>
高齢者歯科保健対策	はつらつ教室: 特定高齢者が対象の教室。義歯の手入れ、残った歯の手入れ、口腔周囲の筋肉の訓練方法などの講話と個別指導。
産業歯科保健対策	
障がい者(児)歯科保健対策	
体制整備	
普及・啓発	
研修	

大台町

1 歯の健康指標設定状況

歯の健康指標	現状値	年度	目標値	達成年度
むし歯のない1歳6か月児の増加	98.7%	20年度	99.0%	23年度
1歳6か月児の1人平均むし歯数の減少	0.003本	20年度	0本	23年度
むし歯のない2歳6か月児の増加	92.6%	20年度	95.0%	23年度
2歳6か月児の1人平均むし歯数の減少	0.31本	20年度	0本	23年度
むし歯のない3歳6か月児の増加	53.4%	20年度	60.0%	23年度
3歳6か月児の1人平均むし歯数の減少	1.55本	20年度	1本	23年度

2 歯科保健医療対策体系

母子歯科保健対策	<p>妊婦から乳幼児期まで歯の大切さを理解し、う蝕予防の大切さを理解し実践できる支援を行っていく。</p> <p>事業内容</p> <p>妊婦等歯科健診</p> <p>3か月頃から未就園児対象に行う乳幼児相談児に栄養相談等を実施</p> <p>1歳6か月児歯科健診とブラッシング指導、栄養相談</p> <p>2歳・2歳6か月・3歳児歯科健診とフッ素塗布・相談事業</p> <p>3歳6か月児歯科健診とブラッシング指導、栄養相談</p> <p>保育園入園の年中・年長者へのフッ化洗口・ブラッシング指導及びその保護者への説明、アンケートによる現状分析の実施</p>
学校歯科保健対策	
成人歯科保健対策	<p>歯周疾患検診</p> <p>特定保健指導で、かむことの大切さ歯の健康について伝える。</p>
高齢者歯科保健対策	特定高齢者事業における口腔機能向上教室
産業歯科保健対策	
障がい者(児)歯科保健対策	
体制整備	<p>歯周疾患検診受診率が低いため、松阪地区歯科医師会協力のもと無料で検診を実施。また、集団がん検診時に同時実施し、かむかむガムチェッカーで自分自身の現状を理解し検診受診のきっかけ作りをする。</p>
普及・啓発	<p>2回/日歯磨きをしている人は健康意識調査(回収率 59.3%)のうち、54.7%であるが、国保レセプトデータでは若い年齢層の歯周病罹患率は高いため、正しい歯磨きの方法や歯周疾患検診の利用方法などを周知していく。</p>
研修	<p>歯と口の健康づくり学集会を実施し、保育園から学校現場にフッ化洗口をつなげるにはどのようにすればよいか話し合いを行う。</p>

伊 勢 市

1 歯の健康指標設定状況

歯の健康指標	現状値	年度	目標値	達成年度
定期的に歯科健診を受ける人を増やす	21.1%	16年度	34.7%以上	27年度
現在歯数を増やす	60歳 23.9本 70歳 16.7本	16年度	20本以上 (70歳)	27年度

2 歯科保健医療対策体系

母子歯科保健対策	母子健康手帳の交付 妊婦歯科健康診査 1歳6か月児・3歳児健康診査 幼児歯科保健事業 ・むし歯バイバイ教室(フッ化物塗布) ・3歳児フッ化物塗布 ・歯科保健教室 親と子のよい歯のコンクール 育児サークル
学校歯科保健対策	
成人歯科保健対策	歯周疾患検診 健康の日における啓発事業 健康づくりアドバイザー養成講座
高齢者歯科保健対策	高齢者口腔総合健康診査 訪問口腔指導 二次予防事業での口腔機能向上事業 一次予防事業での口腔機能事業
産業歯科保健対策	
障がい者(児)歯科保健対策	
体制整備	
普及・啓発	広報、ケーブルテレビ、ホームページ等 各事業でのチラシ配布
研修	

鳥羽市

1 歯の健康指標設定状況

歯の健康指標	現状値	年度	目標値	達成年度
う歯のない幼児(3歳児)の増加	68.60%	21年度	増加	
学齢期の1人あたりの平均う歯数の減少	3.67本	18年度	減少	
フッ化物歯面塗布を受けたことのある幼児の増加	55.70%	18年度	増加	
定期的な歯科受診の受診者(児)の増加	43.90%	18年度	増加	
おやつ回数1日3回以内の幼児の増加	40%	18年度	増加	
歯磨きを1日2回以上する人の増加	52.70%	18年度	増加	
1歳6か月までに断乳する人の増加	65.60%	18年度	増加	
歯磨きを実施する学校の増加	9校	17年度	増加	
歯科医療機関と連携をとる				
酢ダコやたくあんを噛み切れない75歳以上の高齢者の割合の減少	男性 26% 女性 27%	20年度	減少	
3歳児健診での「1人あたりのう歯本数」の減少	1.36本	21年度	減少	

2 歯科保健医療対策体系

母子歯科保健対策	母子健康手帳の交付 プレパパママ教室 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査 2歳児歯科健診 2歳児・3歳児フッ素塗布 親と子のよい歯のコンクール 保育所・幼稚園歯科教室 幼稚園フッ素洗口
学校歯科保健対策	
成人歯科保健対策	歯の健康教室 歯周疾患検診
高齢者歯科保健対策	2次予防事業(口腔)
産業歯科保健対策	
障がい者(児)歯科保健対策	
体制整備	
普及・啓発	広報等による歯の健康情報の掲載 行政放送等での啓発
研修	

志摩市

1 歯の健康指標設定状況

歯の健康指標		現状値	年度	目標値	達成年度
むし歯のない子ども(3歳児)		61.6%	20年度	80.0%以上	24年度
1人平均むし歯の本数(12歳)		2.26本	20年度	1歯以下	24年度
歯が20本以上ある人	60～64歳	—	20年度	95.0%以上	24年度
	80～84歳	—	20年度	43.0%以上	24年度
歯ぐきから出血する人	20歳代	56.6%	20年度	35.0%	24年度
	30歳代	60.2%	20年度	35.0%	24年度
	40歳代	59.0%	20年度	35.0%	24年度
	50歳代	53.6%	20年度	35.0%	24年度
8020運動を知っている人		37.0%	20年度	75.0%以上	24年度
歯周病関連用語を認知している人		7.0%	20年度	30.0%	24年度
1日2回以上歯磨きをする人		65.1%	20年度	95.0%	24年度
定期的な歯科検診受診者数	1歳6か月児健診を受診した子どもをもつ子育て世代	24.7%	20年度	70.0%以上	24年度
	全体	33.5%	20年度	70.0%以上	24年度
かかりつけ歯科医をもつ人		79.1%	20年度	95.0%以上	24年度
歯間清掃用具を使用する人	40歳代(35～44歳)	32.5%	20年度	75.0%以上	24年度
	50歳代(45～54歳)	38.9%	20年度	75.0%以上	24年度
2歳児歯科教室に参加する人		75.7%	20年度	90.0%	24年度
2歳6か月児歯科教室に参加する人		65.9%	20年度	85.0%	24年度
フッ化物塗布を受けたことがある子ども(年2回以上)		32.0%	20年度	50.0%	24年度
3歳児健診でフッ化物塗布を受けた子ども		86.6%	20年度	95.0%	24年度
フッ化物洗口を実施している施設数(4・5歳児)		12施設	20年度	25施設(全施設)	24年度

2 歯科保健医療対策体系

母子歯科保健対策	母子手帳の交付時に歯科のパンフレットとキシリトールガムの配布 保健師による歯科指導・相談(7か月児、12か月児にチラシを用いて実施) 歯科衛生士による歯科教育・相談(12か月児にむし歯予防の話・歯みがき指導、保護者に対して歯周疾患予防の話を実施。保護者にデンタルフロスの配布) 1歳6か月児・3歳児歯科健康診査、フッ化物塗布 2歳児・2歳6か月児歯科教室(歯科衛生士・保健師による講話、歯科健康診査、フッ化物塗布。2歳6か月児歯科教室実施時、保護者へデンタルフロスを配布) フッ化物塗布事業(4歳児・5歳児) フッ化物洗口事業(4歳児・5歳児、洗口希望の市内保育所・幼稚園で実施) 親と子のよい歯のコンクール(お口の健康まつり) 健康志摩21推進事業(歯と口の健康分野)
学校歯科保健対策	
成人歯科保健対策	
高齢者歯科保健対策	介護予防事業での歯科健康教育(ごっくん体操や歯科に関する講話等) お達者サポーターによるごっくん体操の教室
産業歯科保健対策	
障がい者(児)歯科保健対策	
体制整備	歯と口の健康づくり推進ネットワーク会議 ・代表者会議 ・職域への連携
普及・啓発	広報誌の歯科保健情報の掲載
研修	

玉 城 町

1 歯の健康指標設定状況

歯の健康指標	現状値	年度	目標値	達成年度
う歯のない幼児(3歳児健診の受診児)の増加	76.0%	22年度	78%以上	27年度
学童期の1人あたりの平均う歯数の増加	2.81本	22年度	1.5本	27年度
仕上げ磨きを実施している人の割合の増加	72.9%	22年度	80%以上	27年度
年2回以上フッ化物歯面塗布を受ける児の増加	70.0%	22年度	80%以上	27年度
年2回以上定期健診に行く児の増加	34.3%	22年度	40%以上	27年度
哺乳ビンにジュースを入れて飲ます人の割合の減少	25.7%	22年度	20%	27年度
甘い味を覚えた時期(2歳以降)	13.6%	22年度	30%	27年度

2 歯科保健医療対策体系

母子歯科保健対策	母子手帳発行 妊婦歯科健康診査 母子歯科保健指導(妊娠期～3歳児健診までの各事業において) 1歳6ヵ月児、3歳児健康診査 歯っぴい教室(歯科健診、フッ化物塗布) 保育所歯科教室(エプロンシアター・ブラッシング指導・ぶくぶくうがいの練習) 5歳児歯科教室(染め出し・ブラッシング指導) フッ素洗口事業(年中・年長) 親と子のよい歯のコンクール
学校歯科保健対策	歯科健診の結果をもとに課題を養護教諭とともに検討し、対策を協議する。 学校歯科健診の集計と統計処理
成人歯科保健対策	歯周病に対する知識の普及啓発
高齢者歯科保健対策	介護予防事業での口腔機能向上プログラム実施 介護予防サポーター養成講座
産業歯科保健対策	
障がい者(児)歯科保健対策	
体制整備	
普及・啓発	健康まつりでの歯科コーナーを設置
研修	

南伊勢町

1 歯の健康指標設定状況

歯の健康指標	現状値	年度	目標値	達成年度
1歳6ヶ月児のむし歯経験者率の低下	1.64%	22年度	3.00%	23年度
3歳6ヶ月児のむし歯経験者率の低下	42.25%	22年度	35.00%	23年度
1歳6ヶ月児の一人平均むし歯数の減少	0.07本	22年度	0.06本	23年度
3歳6ヶ月児の一人平均むし歯数の減少	1.51本	22年度	1.0本	23年度
歯みがきを習慣化できる人の増加				
定期健診を積極的に受診する人の増加				
フッ化物洗口について普及啓発する機会の増加	広報誌に年1回掲載	22年度		
母子保健事業を活用して、それぞれの時期にあった、むし歯予防について普及啓発する機会の増加	母子健康手帳交付 随時、 訪問指導 随時、健康相談 年24回 1歳6ヶ月児、3歳児 健診(同日開催) 年12回	22年度		

2 歯科保健医療対策体系

母子歯科保健対策	母子健康手帳の交付時に資料の配布 親(母)と子のよい歯のコンクール 1歳6ヶ月児、3歳児歯科健康診査 新生児・乳幼児訪問指導 乳幼児健康相談 幼児歯科健診
学校歯科保健対策	
成人歯科保健対策	
高齢者歯科保健対策	介護予防事業の一次予防事業対象者施策として高齢者地域活動支援事業の中で「お口の健康」講座を開催
産業歯科保健対策	
障がい者(児)歯科保健対策	
体制整備	みんな歯っぴいの会
普及・啓発	町の広報誌での歯の健康情報の掲載
研修	歯の研修会(保育士)

大紀町

1 歯の健康指標設定状況

歯の健康指標	現状値	年度	目標値	達成年度
3歳児健診で1人あたりの平均歯数の減少	1.78本	22年度	1.0本	24年度
3歳児健診で歯のない児の増加	70.7%	22年度	73.6%	24年度
1歳6ヶ月健診で歯のある幼児を減らす	1人	22年度	0人	24年度
歯周疾患検診の受診者数の増加	65人	22年度	100人	24年度

2 歯科保健医療対策体系

母子歯科保健対策	母子健康手帳の交付 妊婦訪問 産婦訪問 2ヶ月児訪問 7ヶ月児訪問 マタニティサロン 妊婦・産婦・育児相談 1歳6ヶ月児・2歳6ヶ月児・3歳6ヶ月児歯科検診(希望者にはフッ素塗布) 保育園での歯科指導 親(母)と子のよい歯のコンクール
学校歯科保健対策	就学時健診での啓発
成人歯科保健対策	歯周疾患検診(20歳から70歳) 健康相談
高齢者歯科保健対策	一次予防事業、二次予防事業での口腔衛生指導 健康相談 8020コンクール参加者募集
産業歯科保健対策	
障がい者(児)歯科保健対策	
体制整備	
普及・啓発	広報・ケーブルTV等での歯科保健情報の発信
研修	

度 会 町

1 歯の健康指標設定状況

歯の健康指標	現状値	年度	目標値	達成年度
1人平均歯数の減少(3歳児)	0.88本	22年度	1.0	25年度
定期的にフッ素塗布を受ける人の増加	56%	22年度	90%	25年度
仕上げがきをしてもらう人の増加	79%	22年度	90%	25年度
乳酸飲料を毎日飲む人の減少	23%	22年度	10%	25年度

2 歯科保健医療対策体系

母子歯科保健対策	母子健康手帳の交付 親と子のよい歯のコンクール 妊婦教室での歯科保健指導 1歳6か月・3歳6か月児歯科健診及び保健指導 2歳児歯科保健教室及び歯科健診 各母子保健教室にて歯科保健指導 Well-Beingアンケート実施 歯科保健指導プログラムの実施 フッ素塗布事業
学校歯科保健対策	養護教諭、栄養教諭、学校歯科医と連携して児童の歯科保健指導の推進
成人歯科保健対策	
高齢者歯科保健対策	口腔機能向上事業(二次予防事業対象者施策) 高齢者のお口の健康づくり教室(一次予防事業対象者施策)
産業歯科保健対策	
障がい者(児)歯科保健対策	
体制整備	歯科保健連絡会(実務者) 乳幼児のお口の健康づくり事業の評価
普及・啓発	広報にてお口の健康づくりに関する情報の掲載 広報にて小学校での取り組みの紹介
研修	

伊 賀 市

1 歯の健康指標設定状況

歯の健康指標	現状値	年度	目標値	達成年度
う歯のない3歳児の割合	61.30%	22年度	増加	24年度
う歯のない児童、生徒の割合	31.70%	19年度	増加	24年度
歯の健康づくりに取り組んでいる人の割合	41.90%	17年度		24年度
成人の定期的歯科健診受診者数	88人	22年度		24年度

2 歯科保健医療対策体系

母子歯科保健対策	母子健康手帳交付 母と子の良い歯のコンクール 1歳6か月児、3歳児歯科健康診査 乳幼児の歯科健康教育 保育園フッ化物洗口 保育園歯科健康教室
学校歯科保健対策	学校歯科健康診査 学校歯科保健指導
成人歯科保健対策	成人歯科健診 歯科健康教育
高齢者歯科保健対策	歯科、口腔衛生健康教育 在宅要介護者歯科訪問健診
産業歯科保健対策	
障がい者(児)歯科保健対策	
体制整備	三重県歯科医師会及び歯科衛生士会伊賀支部との連携、事業推進
普及・啓発	広報、ケーブルテレビ等での歯の健康情報を発信 健康推進員のイベント時や出前講座などでの普及・啓発
研修	

名 張 市

1 歯の健康指標設定状況

歯の健康指標	現状値	年度	目標値	達成年度
むし歯のない幼児の割合(3歳6か月健診の統計)	75.59%	22年度	75%	26年度
むし歯のない児童生徒の割合(学校保健の統計)	37.58%	22年度	38%	26年度
歯周疾患検診受診率(名張市歯周疾患検診)	15.60%	22年度	25%	26年度

2 歯科保健医療対策体系

母子歯科保健対策	母子健康手帳の交付時の啓発 母と子のよい歯のコンクール 1歳6ヶ月・3歳6ヶ月健診での歯科保健指導、相談 保育所(園)・幼稚園歯科検診 保育所(園)歯科保健教室 子育てサークルでの歯科教室 歯科相談・保健指導(子ども支援センターかがやき、乳幼児相談)
学校歯科保健対策	小・中学校歯科検診
成人歯科保健対策	歯の健康相談 歯と口の健康教室 歯周疾患健診
高齢者歯科保健対策	介護予防事業(特定高齢者) 高齢者学級・一般高齢者対象歯科教室 いい歯の8020表彰
産業歯科保健対策	
障がい者(児)歯科保健対策	
体制整備	
普及・啓発	市広報・タウン誌への健康情報の掲載 パンフレットの配布(母子手帳交付時、1歳6ヶ月・3歳6ヶ月健診、離乳食教室、歯科相談時など) ラジオでの健康情報の発信 「母と子のよい歯のコンクール」での展示、無料検診の実施、健康情報の提供 「名張市健康フェスティバル」での展示、無料検診の実施、健康情報の提供 「桔梗が丘公民館まつり」での無料検診の実施、健康相談
研修	歯科医師による講話「歯周疾患について」

尾 鷲 市

1 歯の健康指標設定状況

歯の健康指標	現状値	年度	目標値	達成年度
1歳6ヶ月児健診におけるう蝕有病者率	2.70%	22年度	減少	25年度
1歳6ヶ月児健診でのフッ素塗布率	12.50%	22年度	増加	25年度
1歳6ヶ月児健診での保護者による仕上げみがき実施率	69.60%	22年度	100%	25年度
3歳児健診におけるう蝕有病者率	41.50%	22年度	減少	25年度
3歳児健診での歯科定期健診率	46.90%	22年度	増加	25年度
3歳児健診でのフッ素塗布率	64.60%	22年度	増加	25年度
3歳児健診での保護者による仕上げみがき実施率	78.50%	22年度	100%	25年度

2 歯科保健医療対策体系

母子歯科保健対策	母子手帳交付時に啓発 妊婦教室 乳幼児健康相談での歯科保健相談 育児教室・離乳食教室 1歳6ヶ月児・3歳児健診での歯科健診及び歯科保健指導 歯科健診・フッ素塗布受診券の配布2回(1歳6ヶ月児健診受診者・2歳半) ひのきっ子教室(2歳児育児教室) 虫歯予防教室(各保育園・幼稚園、福祉保健センター) 母と子のよい歯のコンクール フッ化物洗口事業(4保育園)
学校歯科保健対策	小学校・中学校における歯科健診 児童・生徒のよい歯のコンクール 歯と口の健康に関するポスターコンクール
成人歯科保健対策	
高齢者歯科保健対策	介護予防事業としての口腔ケア
産業歯科保健対策	
障がい者(児)歯科保健対策	
体制整備	健康づくり推進協議会委員に歯科医師1名委嘱 健口検討専門部会
普及・啓発	広報・健康だよりでの歯の健康情報の掲載 母子健康手帳交付時、妊婦の歯についてのパンフレット配布 保育園幼稚園児の保護者に虫歯予防のチラシ配布 8020推進パンフレット配布
研修	

3 平成22年度歯科保健事業実施状況

事業名	内容			回数	対象者	集団 個別	参加延 べ人数	1回にかかるとる従事者数(人)					個人負担 (円)	委託	他事業との関連
	検診	教育	相談 予防					歯科医師	歯科 衛生士	保健師	栄養士	その他			
妊産婦・乳幼児期	乳幼児健康相談	○	○	22	乳幼児	個別	337			3~4	1	看護師 1			
	ひのきっ子教室 (2歳児育児教室)		○	2	2歳3~8ヶ月	集団	22組			2					
	1歳6ヶ月児健康診査	○	○	6	1歳7~8ヶ月児	集・個	112	1	2	6	1				
	3歳児健康診査	○	○	6	3歳6~7ヶ月児	集・個	130	1	1	6	1				
学齢期	歯科健診・フッ素塗布事業	○		随時	1歳6ヶ月児 健診受診者	個別	68	1	1						
	フッ化物洗口事業		○	2回	保育園4~5歳児	集団	62	1	2	1			○		
	虫歯予防教室		○	9	保育園・幼稚園 1~4歳児	集団	393			2					
	虫歯予防教室(7アソング指導有)		○	7	保育園・幼稚園 5歳児	集団	128			3~6					
学齢期	虫歯予防教室		○	1	放課後児童クラブ	集団	30			5					
	小・中学校歯科健診		○	1	小・中学校全生徒	集団	1434	1~2							
成人期															
高齢期	特定高齢者口腔ケア				特定高齢者		1			1					
その他	健口検討専門部会				歯科医師・歯科衛生士・保育士 主・幼稚園・保育園・保健師		13	4	1	2		6			
	歯科保健研修会				幼稚園・保育園		13					13			

紀北町

1 歯の健康指標設定状況

歯の健康指標	現状値	年度	目標値	達成年度
3歳6か月児健診での一人平均う歯本数の減少	1.29本	22年度	減少	23年度
年2回以上フッ素塗布を受ける児の増加	61%	22年度	80%	23年度
仕上げ磨きを毎日実施している児の割合の増加	80%	22年度	増加	23年度

2 歯科保健医療対策体系

母子歯科保健対策	母子健康手帳の交付 こんにちは赤ちゃん訪問での啓発 乳幼児健康相談での歯科指導 離乳食教室・幼児食教室 歯っぴ〜教室 1歳6か月児・3歳6か月児健康診査 2歳児歯科健康診査 フッ素塗布無料券(2回分)の配布 幼稚園歯のピカピカ教室 保育園フッ化物洗口事業 母と子のよい歯のコンクール
学校歯科保健対策	
成人歯科保健対策	成人歯科検診(3歳6か月児健診と同時実施)
高齢者歯科保健対策	特定高齢者・一般高齢者に対する口腔ケア教室 健康増進法による健康手帳の交付
産業歯科保健対策	
障がい者(児)歯科保健対策	
体制整備	歯科保健専門委員会 健康づくり協議会委員に歯科医師1名委嘱
普及・啓発	広報紙、ケーブルテレビでの歯の健康情報の発信
研修	

3 平成22年度歯科保健事業実施状況

事業名	内容			回数	対象者	集団 個別	参加延 べ人数	1回にかかるとの従事者数(人)				個人負担 (円)	委託	他事業との関連		
	検診	教育	相談					予防	歯科医師	歯科 衛生士	保健師				栄養士	その他
母子健康手帳交付		○			妊婦	個別	107			1			0			
妊産婦・乳幼児期	○	○	○	○	1歳6か月児～1歳8か月児	集団	100	1	2	4	2	3	0		フッ素塗布事業	
	○	○	○	○	2歳～2歳2か月児	集団	108	1	2	2	2	5	0		フッ素塗布事業	
	○	○	○	○	3歳6か月児～3歳8か月児	集団	112	1	2	4	2	3	0		フッ素塗布事業	
歯っぴ～教室		○	○		乳幼児と保護者	集団	79		1	2	1	5	0			
乳幼児健康相談		○	○		乳幼児と保護者	集団	123			2	1		0			
学齢期	○	○	○	○	乳幼児	集団と個別	435	1	2				0	○		
		○			幼稚園児	集団	88		1	3		5	0			
成人期																
高齢期	○	○	○		3歳6か月児健診の保護者	集団	112	1	2				0		3歳6か月児健診	
		○	○		一般高齢者	集団	90		1	1			0			
		○	○		特定高齢者	個別	12		1	1			0			
その他																
歯科保健専門委員会		○	○		歯科医・歯科衛生士・保健師		15	2	3	3			0			

熊野市

1 歯の健康指標設定状況

歯の健康指標	現状値	年度	目標値	達成年度
1歳6か月児健診のむし歯のない幼児の増加	98.2%	22年度	100%	23年度
おやつ時間を決めている幼児の増加(1歳6か月児)	74.5%	22年度	増加	
仕上げ磨きをしてもらっている幼児の増加(1歳6か月児)	89.6%	22年度	増加	
よく飲んでいる飲み物がジュースである幼児の減少(1歳6か月児)	35.8%	22年度	減少	
定期的に歯科健診をしている幼児の増加(1歳6か月児)	4.7%	22年度	増加	
3歳児健診のむし歯のない幼児の増加	62.0%	22年度	70%	23年度
おやつ時間を決めている幼児の増加(3歳児)	63.2%	22年度	増加	
仕上げ磨きをもらっている幼児の増加(3歳児)	91.7%	22年度	増加	
よく飲んでいる飲み物がジュースである幼児の減少(3歳児)	59.8%	22年度	減少	
定期的に歯科健診をしている幼児の増加(3歳児)	28.9%	22年度	増加	

2 歯科保健医療対策体系

母子歯科保健対策	母子健康手帳の交付 パパママ教室 離乳食教室 10か月児健康診査における歯科衛生士による歯科衛生教育 1歳6か月児歯科健康診査 3歳児歯科健康診査 1歳6か月児歯科健診時のフッ素塗布及び歯科衛生士による歯科衛生教育 食育教室での歯科講話 なかよし広場(対象:未入園児と保護者)での講話 保育所での歯科講話(希望保育園のみ) 保育所、幼稚園での歯科健康診査
学校歯科保健対策	就学时歯科健康診査 児童・生徒の定期健康診査 児童・生徒のよい歯のコンクール 歯の健康にちなんだ図画・ポスターコンクール 歯科保健指導(ブラッシング指導等) 「ほけんだより」による歯科衛生教育
成人歯科保健対策	訪問歯科診療 健康増進法による健康手帳の交付
高齢者歯科保健対策	訪問歯科診療 介護予防口腔機能向上の健康教育(二次予防事業対象者) 高齢者健康教室での介護予防口腔機能向上の健康教育(一次予防事業対象者)
産業歯科保健対策	
障がい者(児)歯科保健対策	歯-トネットの啓発
体制整備	地域8020運動推進協議会への出席 歯科保健の現状と取組みの状況の把握 歯科医師会、歯科衛生士会、学校保健会との連携 歯科保健プロジェクト会議(仮称)
普及・啓発	広報誌への歯科予防記事の掲載 母と子のよい歯のコンクール ぱくぱく通信(入園児家庭への広報誌、HPへの掲載) 歯の衛生週間事業ポスター掲載等 歯周病予防についてのパンフの配布
研修	口腔ケア研修会

3 平成22年度歯科保健事業実施状況

事業名	内容			回数	対象者	集団 個別	参加延 べ人数	1回にかかるとる従事者数(人)					個人負担 (円)	委託	他事業との関連
	検 診	教 育	予 防					歯科 医師	歯科 衛生士	保健師	栄養士	その他			
妊産婦・乳幼児期	パパママ教室での講話	○		3	妊婦とその家族	集団	17			1	1		0		
	すくすく親子相談		○	10	未入園児の保護者	個別	15			2	1		0		
	離乳食教室	○		1	7~15か月児の保護者	集団	13			1	1		0		
	10か月児健康診査での啓発	○	○	12	10か月児と保護者	集団	64		1				0		
	1歳6か月児歯科健康診査での啓発	○	○	6	1歳5~6か月児と保護者	集団 個別	114	1	2	3			0		フッ素塗布事業
	3歳児健康診査	○	○	6	3歳6~7歳児と保護者	集団 個別	121	1		5	2		0		
	保育所歯科健診	○		各保育所1回	保育所入所児	個別	370	1	0~1				0		
	母と子のよい歯のコンクール	○		1	前年度3歳児健診受診者	集団	市の参加者4	2	1	4	1	1	0		
	就学時歯科健診	○		各学校1回	6歳児	集団		1	0~1				0		養護教諭1
	小中学校歯科健診	○		各学校1回	児童・生徒	集団		1					0		養護教諭1
学 齡 期	よい歯のコンクール	○		1	対象児童	集団		5					0		養護教諭等
	ブラッシング指導		○	各学校1回	児童	集団							0		養護教諭1
	ほげんだより		○		児童とその保護者	集団							0		養護教諭1
高 齡 期	介護予防事業 口腔機能向上		○	3	65歳以上	集団	24				1		0		
	介護予防事業 口腔ケア		○	10	40歳以上	集団	86				1		0		
そ の 他	訪問歯科診療		○	1	在宅寝たきり療養者	個別	4				1	0~1	0		
	ぱくぱく通信		○	1	入園児家庭及び全世帯								0		
	広報くまの		○	2	市内全世帯								0		
	歯周病予防啓発		○	1	がん検診受診者	集団	100				1		0		
口腔ケア研修会		○	2	介護関係者	集団	48				1	1	0			

御 浜 町

1 歯の健康指標設定状況

歯の健康指標	現状値	年度	目標値	達成年度
3歳児1人平均う歯数	0.5本	22年度	減少	
3歳児う蝕有病者率	21%	22年度	減少	
よく飲んでいる飲み物がジュースである幼児の減少(1歳6ヶ月)	27%	22年度	減少	
よく飲んでいる飲み物がジュースである幼児の減少(3歳児)	49%	22年度	減少	

2 歯科保健医療対策体系

母子歯科保健対策	母子健康手帳の交付 母と子のよい歯のコンクール 1歳6か月児歯科健康診査・歯科保健指導(ブラッシング指導) 3歳児歯科健康診査 乳幼児教室での歯科保健教室 10ヶ月児健康診査での歯科保健指導 2歳児歯科保健教室
学校歯科保健対策	小・中学校における歯科健診
成人歯科保健対策	歯の健康相談・保健指導
高齢者歯科保健対策	特定高齢者個別指導 一般高齢者介護予防事業 個別指導
産業歯科保健対策	
障がい者(児)歯科保健対策	
体制整備	3歳児健診以降(幼児、学童、学生)の歯科保健の現状と取り組み状況の把握 地域8020推進会議への出席 保育所との連携
普及・啓発	歯の健康情報の掲載
研修	

紀 宝 町

1 歯の健康指標設定状況

歯の健康指標	現状値	年度	目標値	達成年度
12歳児1人平均う歯数の半減	3.5本	21年度	1.75本	31年度
12歳児未処置者率の半減	78.1%	21年度	39.1%	31年度
3歳児1人平均むし歯本数 1歯以下（現状維持）	0.9	22年度	1.0以下	27年度
むし歯のない3歳児の増加	72.5%	22年度	78.0%	27年度

2 歯科保健医療対策体系

母子歯科保健対策	母子健康手帳の交付 プレママ教室、歯科衛生教育 乳幼児健診等での歯科保健指導(個別) 1歳6か月歯科健診、2歳児歯科健診、2歳6か月歯科健診、3歳児歯科健診 歯科健診時に個別の仕上げ歯みがき指導、フッ化物歯面塗布 7・8か月離乳食教室での歯科保健指導 健康まつりで歯科健診 幼稚園での歯みがき教室(在園児と保護者対象) 5歳児対象歯みがき教室(幼稚園・保育所) 母と子のよい歯のコンクール 子育て支援センターでの歯みがき指導(随時) 保育所での定期歯科健康診査
学校歯科保健対策	幼稚園、小・中学校での定期歯科健康診査 児童・生徒のよい歯のコンクール 小学校、中学校での歯科保健指導 小学3年生歯みがき教室(位相差顕微鏡で口腔内細菌を観察) 学校保健会、歯科保健プロジェクト会議において意見交換、連携
成人歯科保健対策	健康増進法による健康手帳の交付 健康増進法による40・50・60・70歳歯周疾患検診 栄養教室において口腔衛生と生活習慣病についての講話 糖尿病予防教室において歯周病と糖尿病の関わりについて講話 こころとからだの美人講座(更年期の女性対象の教室)において講話
高齢者歯科保健対策	口腔機能向上についての集団指導、個別相談(健康相談、地区巡回) 口腔ケアについての講話、嚥下体操(介護予防事業) 老人会において口腔ケア講話 介護者家族向け口腔ケア講話 健康まつり 8020コンクールのための健診
産業歯科保健対策	
障がい者(児)歯科保健対策	児童デイサービス事業所での歯科保健指導
体制整備	歯科保健プロジェクト会議(年2回) 学校保健会との連携 保育所、幼稚園との連携 地域8020推進会議への出席 歯科医師会との連携 地域包括ケア会議への出席 福祉課、地域包括支援センターとの連携
普及・啓発	広報での歯のワンポイントコーナー(毎月) (広報6月号は歯の衛生週間特集ページ) 健康まつり歯科健診、フッ化物洗口体験コーナー 保育所保護者向け「食育だより」発行(管理栄養士、歯科衛生士)
研修	看護学校実習生を対象に地域歯科保健について紹介

3 平成22年度歯科保健事業実施状況

事業名	内容			回数	対象者	集団 個別	参加延 べ人数	1回にかかるとの従事者数(人)				個人負担 (円)	委託	他事業との関連
	検 診	教 育	相 談					予 防	歯科 医師	衛生士	保健師			
プレママ教室	○	○	○	3	妊産婦	集団	8	1	1	1	0		プレママ教室	
乳幼児健診 4・10か月児	○	○	○	12	4・10か月児	集団	178	1	5	1	2		乳幼児健診	
7・8か月、離乳食教室	○	○	○	6	7・8か月児	集団	19	1	0	1	0		7・8か月、離乳食教室	
1歳6か月児歯科健診F塗布	○	○	○	4	1.6~1.9歳児	集団	90	1	2	5	3		1歳6か月児健診	
2歳児歯科健診、F塗布	○	○	○	4	2.4~2.9歳児	集団	88	1	2	1	2		経過観察	
2歳6か月児歯科健診、F塗布	○	○	○	4	2.10~3.3歳児	集団	82	1	2	1	2		経過観察	
3歳児歯科健診、F塗布	○	○	○	4	3.4~3.9歳児	集団	92	1	2	5	3		3歳児健診	
保育所での歯科保健指導	○	○	○	4	在園児と保護者	集団	365	1		1	0		保育所保育参観等	
5歳児の歯みがき指導	○	○	○	6	幼稚園保育所年長児	集団	84	1		1	0		幼稚園・保育所保育時間	
のびのびキッズ(ワンポイント)	○	○	○	1	乳幼児と保護者	集団	35	1	1	1	3		のびのびキッズ広場	
通園めだかでの歯科指導	○	○	○	1	施設利用の母子	集団	22	1		1	0		児童サービス	
通園めだかでの歯科健診	○	○	○	1	施設利用の児	集団	17	1		1	0		歯科医師会主催の事業	
子育て支援センターにて歯みがき指導	○	○	○	3	支援センター利用者	集団	22				0		子育て支援センター、健康づくり推進課	
保育所での定期歯科健康診査	○	○	○	それぞれ年間	在所児	集団		1					町福祉課	
母と子のよい歯のコンクール	○	○	○	1	対象の母子	集団	4	2	1				県、町、歯科医師会	
幼稚園、小・中学校での定期歯科健康診査	○	○	○	それぞれ年間	在園児、在校生	集団		1					町教育委員会、歯科医師会	
児童・生徒のよい歯のコンクール	○	○	○	1	各学校代表者	集団		5					県教育委員会、歯科医師会	
小学校歯みがき教室	○	○	○	16	小学生	集団	348	1		1	0		学校保健会、健康づくり推進課	
小学校歯みがき教室	○	○	○	1	成川小5・6年生	集団	35	1	2		0		歯科医師会主催の事業	
幼稚園での歯科保健指導	○	○	○	1	在園児と保護者	集団	88	1		1	0		幼稚園懇談会	
口腔機能向上について講話	○	○	○	1	一般	集団	1	1	1	2	3		介護予防事業	
歯周疾患検診(集団)	○	○	○	1	40・50歳	集団	10	1	3		0		骨健診、肝炎検診	
歯周疾患検診(個別)	○	○	○	2ヶ月間	40・50歳	個別	9	1	1		0	○		
栄養教室	○	○	○	1	栄養教室参加者	集団	3	1		1	0		栄養教室	
糖尿病予防教室	○	○	○	1	糖尿病予防教室参加者	集団	15	1	1	1	0		糖尿病予防教室	
こことからただの美人講座	○	○	○	1	成人女性	集団	8	1	1	1	0		更年期対策	

4 各市町歯科保健施設実施状況一覧

市町名	乳 幼 児						学 童	妊 産 婦	成 人	障がい児・者	高 齢 者	会 議	イ ベ ント	施 設・設 備 装 備				
	~1歳6か月	1歳6か月 ~3歳	3歳~	フッ化物塗布	フッ化物洗口	学校現場での指導・講演・啓発活動								歯科保健教室・相談	歯科健診	歯科保健教室・相談	歯科保健指導での特定保健指導	歯科健診
桑名市																		
いなべ市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
本音町	○	○	○	○	○	○	○											
東員町	○	○	○	○	○	○	○											
四日市市												○	○	○	○	○	○	○
菟野町																		
朝日町																		
川越町																		
鈴鹿市	○	○	○	○	○	○	○											
龜山市																		
津市																		
松阪市																		○
多気町																		○
明和町																		
大台町	○	○	○	○	○	○	○											○

市町名	乳 幼 児											学 童	妊 産 婦	成 人		障がい児・者		高齢者	会議	イベント	施設・設備						
	～1歳6か月	1歳6か月～3歳	3歳～	3歳児 歯科健診	フッ化物塗布	フッ化物洗口	学校現場での指導・講演・啓発活動	フッ化物洗口	歯科保健教室・相談	歯科健診	歯科健診			特定保健指導での歯科保健指導	歯科健診	歯科保健教室・相談	訪問口腔衛生指導				介護予防事業での口腔機能向上指導	歯科イベントの開催	口腔保健センターの設置	歯科用パソコン・タブレットの整備			
伊勢市																											
鳥羽市																											
志摩市																											
玉城町																											
南伊勢町																											
大紀町																											
度会町																											
伊賀市																											
名張市																											
尾鷲市																											
紀北町																											
熊野市																											
御浜町																											
紀宝町																											